

---

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

---

議事日程 (第3号)

平成28年12月7日(水曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 有賀 光子 議員
- (2) 白内 恵美子 議員
- (3) 平間 幸弘 議員
- (4) 桜場 政行 議員
- (5) 我妻 弘国 議員

第 3 議案第20号 農業委員会委員の任命について

- 第 4 議案第 2 1 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 5 議案第 2 2 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 6 議案第 2 3 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 7 議案第 2 4 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 8 議案第 2 5 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 9 議案第 2 6 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 1 0 議案第 2 7 号 農業委員会委員の任命について
  - 第 1 1 議案第 2 8 号 農業委員会委員の任命について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番齋藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） おはようございます。

12番有賀光子です。

大綱2問質問いたします。

#### 1、不妊治療の負担軽減を。

不妊治療のうち、女性が中心に治療を受ける体外受精や顕微授精といった高度な治療は保険適用外です。費用は体外受精で1回当たり約30万円です。顕微授精は約40万円かかるとされ、自己負担は大変大きいです。

そこで、国は都道府県などを通じて特定不妊治療（体外受精と顕微授精）の助成を行っており、その助成件数は増加傾向にあります。

ことし1月から国の助成制度が拡充され、特定不妊治療の場合、初回に限り、助成額を最大

30万円に倍増したほか、新たに男性の不妊治療も15万円まで補助するようになりました。

こうした国の助成に加え、独自の助成を行う自治体が広がっています。例えば、東京都板橋区は10月から、特定不妊治療と男性不妊治療の治療費について、それぞれ最大5万円を補助する独自の事業をスタートさせています。保健師は「受付開始から10日間余りですが、早速申請があり、関心度が高い。制度のさらなる周知に努めたい」と話しています。神奈川県横須賀市も、今年度から男性不妊治療に対して、国の助成に15万円まで上乗せする助成制度を導入しました。市の子ども健康課は「不妊の原因の約半分は男性側にあるといわれている。夫婦一緒に妊活に取り組んでもらうため、男性不妊治療にも力を入れている」と説明しています。また、同市では、妊娠しても流産を繰り返す不育症の検査費用への助成も開始し、支援の充実を目指しています。

柴田町でも不妊治療を受ける夫婦の負担を軽減する助成をしてはどうか伺います。

## 2、AEDの普及を。

現在、AED（自動体外式除細動器）は、一般の人でも使用可能となり、公共施設や民間施設への設置が進んできました。

柴田町においても、公共施設や民間施設も含め、AEDの機器がふえてきています。

そこで、AEDの普及啓発について伺います。

- 1) 現在、本町におけるAEDの設置台数は。
- 2) AED設置マップの作成は。
- 3) ジュニア救命士講習の開催は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

不妊治療の負担軽減を、からお答えをいたします。

特定不妊治療支援事業は、県が窓口となり不妊治療の経済的・精神的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精や顕微授精に要する費用の一部を助成しています。妻の年齢が43歳未満を対象としており、助成限度額は1回15万円まで、初回に限り30万円までとなっております。助成回数は、初回治療が40歳未満の方は通算6回、40歳以上43歳未満の方は通算3回となっております。男性不妊治療も条件はありますが対象となっております。

県の助成事業を受けている柴田町の方は、平成27年度において25組あり、年々増加傾向とな

っています。また、県内自治体では不妊治療費助成事業を独自に実施しているところがふえてきております。

このような現状を踏まえ、町においても、子供を望む方がその希望をかなえることができるよう、不妊治療に関する情報提供を行うとともに、不妊治療を希望する夫婦の負担の軽減を図るため、県の交付金を活用しながら、町も不妊治療助成事業を平成29年度から実施してまいります。

2点目、AEDの普及でございます。3点ございました。

1点目、本町では平成18年4月に役場庁舎と槻木生涯学習センターに設置して、その後、各施設に随時設置を行い、各小中学校においては平成20年8月に校舎、平成28年8月には体育館に設置しています。設置台数につきましては、役場庁舎に1台、船岡生涯学習センター初め生涯学習施設8施設に8台、船岡体育館を初めスポーツ施設3施設に3台、船岡小学校を初め各小中学校9校にそれぞれ2台ずつで計18台、合わせて町の公共施設には30台設置しています。

なお、この設置してから10年間使用した実績はありません。また、民間の設置台数については把握しておりません。

2点目、AED設置のマップですが、現在AED設置マップは作成しておりません。県内の状況を確認したところ、AED設置マップを単独で作成している市町村はございませんでした。町としては、まずはAEDの設置場所をわかりやすくする表示物の設置を実施させていただきたいと思っております。

3点目、ジュニア救命士講習の開催ですが、ジュニア救命士制度とは、例えば千葉県柏市では小学校5・6年生を対象に45分間の授業時間の中で講義や実技訓練の短期救命講習を行い、修了した児童に柏市の消防局からジュニア救命士入門認定証を交付するものです。また、山形県村山市では小学校3年生30分、5年生45分、6年生45分の心肺蘇生法、AEDの操作方法などを講習する内容としており、修了した児童には、村山市の消防本部から子ども救命士認定証を交付しています。このジュニア救命士制度を導入している自治体はほかにもありますが、講習内容には違いがあるようでございます。

宮城県消防課に確認しましたが、県内でジュニア救命士制度を設けている自治体はないとのことでした。今後、町としては仙南地域広域行政事務組合にジュニア救命士制度の導入が可能かどうか、申し入れをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 最初、1問目。不妊治療について質問いたします。

まず、この不妊治療助成について、今町長の答弁から前向きに設置して前向きに助成していくという答弁いただきました。これ、県内の状況では柴田町の現状については、この国の助成の窓口が県となっているということなんですけれども、柴田町はどこに相談をしたらいいのかお伺いします。また、申請件数は年々ふえてきているという答弁でしたけれども、助成制度県全体の実績や柴田町の実績をわかればお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 申請についてですが、柴田町の方は最寄りの保健福祉事務所ということで仙南保健福祉事務所のほうに申請をすることになっております。申請件数のほう、年々増加しているというふうなことなんです、延べ件数でお話ししますと、県全体では平成25年度805件、26年度が836件、平成27年度が907件です。その内訳で、柴田町の方なんですけれども、平成25年度が23件、26年度が36件、27年度が38件というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 申請の件数が年々ふえているということがわかりました。また、この申請、同じご夫婦が年に何回するのでしょうか。また、申請する夫婦の実件数もふえているのかどうかお聞きします。また、県全体の実績と柴田町の実績もわかればお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません。実人数も今お話しすればよかったかというふうに思います。申しわけございません。先ほどは延べ件数でお話ししましたが、ご夫婦での実件数のほうを話しますと、県のほうが先ほど延べ件数で805件とお話ししたものが、実件数では502件です。502件で延べが805件、26年度が実件数547件で延べが836件、27年度が598件が実人数で延べ件数が907件になります。そのうち、柴田町のほうが、25年度実件数が18組で延べが23件、26年度が19組で36件、27年度が25組で38件ということで、県全体でもふえておりますし、柴田町全体でもふえております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） それでは、不妊治療の体外受精や顕微授精をした方でお子さんを出産する確率はどのぐらいなのでしょう。もし、数値わかれば教えてください。また、男性の不妊治療の国の助成制度が拡充されたということで、その内容についても紹介いただければと思います。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 出産率なんですが、不妊治療の成績については日本産婦人科学会のほうで毎年公表しております、ことしの9月に一番最新で平成26年の内容が発表されております。日本の医療機関で実施された顕微授精や体外受精の件数が39万3,745件で、その結果としてお子さんが生まれたのが4万7,322人のお子さんになります。これが過去最多です。日本の総出生率が約100万3,500人というふうなことなので、体外受精等で生まれたお子さんの割合が、割り算しますと約21人に1人というふうになっております。対外受精や顕微授精での出産率や妊娠率は、非常に年齢等でのばらつきはあるんですが、そのまま女性の体から卵子をとって、そのまま受精をさせた状態で戻すときの妊娠率は、今のところこの26年のデータですと妊娠率が21%です。出産率としては14.5%。それほど高いものではないかなというふうに思っております。ただ、今技術が進みまして、受精卵を一旦凍結しますと、女性の体調を整え、1カ月ないし3カ月をあけますと、妊娠率が上がります。先ほどの21%の妊娠率が33.4%というふうに上がりまして、出産率も10ポイントほど上がって、23.1%というふうになっております。

男性の不妊治療の国の助成制度、28年1月から制度が拡充されたんですが、今まで男性側の不妊治療については全く助成制度のほうはございませんでした。男性が血管奇形があつてなかなか受精しにくいというふうなときには医療保険で精巣につながる血管をつくったりとか、そういったことは医療保険がきいていたんですが、今保険がきかないいわゆる無精子症というふうな方、精液の中に精子がないというふうな方の治療ができるようになったことから、その治療について国が助成制度を設けたというふうなことになります。

そちらのほうは男性の精巣に直接メスを入れまして、組織をとって精子になるもとから精巣のほうから精巣組織や精細管というふうに言うんですけれども、それをとって直接卵子と結合させるというふうな技術が進んで、男性の場合は1度それをすると何回かの体外受精に備えるぐらいの分量がとれるというふうなことで、1度きりの助成というのが国の助成制度のようです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） そうすると、出生率が14.5%、21人に1人となっていますけれども、これの年齢別はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 年齢については細かく公表はされてはおりません。ただ、35歳以降から不妊治療をする方が非常に多いということで、20代、30代ではまだまだ数字が上がっ



ていないというのが現状です。ただ、40歳以上では10%以下というデータが出ているのも、そこだけは数字が出ているんですが、細かい年齢については公表はされておられません。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 平成28年1月から助成制度が拡充されました。その中、男性不妊治療の助成も新たに改正されたというんですけれども、現在は実績はあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 男性不妊の実績なんですけれども、県の仙南保健福祉事務所のほうに確認しました。そうしましたら、宮城県では全体で2件、手挙げがあったそうです。その2件のうち1件が柴田町の方だったというふうに伺いました。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 不妊治療を行う機関は仙南のほうだと岩沼市にあるスズキ記念病院が有名ですけれども、県内では何カ所あるのでしょうか。また、治療に際して何度も通院しなければならぬため通院する時間や移動も大変であると聞いていますけれども、この点もいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県内の医療機関なんですけど、この助成制度に指定されている医療機関のほうは28年4月現在で6医療機関あります。この近くですと、岩沼市のスズキ記念病院、今おっしゃっていただいたところなんですけど、そのほかに東北大学病院や仙台市内の病院なんですけれども、仙台市内に5カ所、あと岩沼のスズキ記念病院1カ所で、全体としては6医療機関となっております。

治療のための通院の時間というふうなことなんですけど、1度行けばいいというものではございませんで、女性の体のホルモンの状態でこの日から何日間注射に通ってくださいますというふうな日程が決まるために、仕事や家庭の事情とかそういったものが全く勘案されるものではないんです。土日も全く関係ありませんし、そのために仕事を泣く泣く、パート以外には仕事ができないというふうな方とか、あとは宮城県のほうが治療できるということで県内に引っ越されている方とか、結構いらっしゃいます。ただ、旦那さんへの気遣いとか周囲の家族への気遣い、あと身体的だけではなく精神的にもかなり負担感を感じているというふうには伺っております。病院のほうではご夫婦含めてメンタル支援ということで、今初めから旦那さんも一緒に奥さんの気持ちのこととか、旦那さんも一緒に奥さんと抑鬱気分になってしまうというふうなこともあって、助産師等はその支援も行っているようです。ただ、通う日数に関しては1治療当たり

3週間はほとんど連続して通うのがほとんどのようです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 独自の助成をしているのは県内の自治体で23市町ということでしたが、仙南地域では何市と町で実施しているのでしょうか、教えてください。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 独自助成、県の助成に積み上げてというふうなことなんです、仙台市を含めて23自治体なんです、仙南のほうは読み上げますと白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町の2市4町で、実施していないところのほうは少数となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 先ほど、町長のほうから県の交付金を活用してと答弁、お話ありましたが、どのような交付金でしょうか、教えてください。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県の交付金なんですけれども、市町村が主体的に実施する少子化対策事業を支援することを目的とした交付金となります。メニューの中には婚活イベントや子育て情報発信、その他の中に不妊治療費の助成などがあります。2分の1以内というふうなことになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 宮城県のほうでも先ほど結構助成しているところが多いということでありましたけれども、柴田町ではこの県のほうの助成を見ますと大体5万円から10万円以内の助成が多い。特に10万円のほうが多いというふうにはなっていますけれども、柴田町ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町が独自に助成をするというふうなこの場合なんです、今予算の裏づけがないところでお話するのは非常に厳しいんですが、県の特定不妊治療に準じたものというふうな考えております。他の独自助成している市町村のほうも県の助成に上積み、上乘せした形での助成というふうなことなので、柴田町のほうも県の助成の対象範囲の43歳未満、40歳未満で治療を開始した場合というふうなことで回数がそれぞれ6回、3回というふうには違うんですが、できれば10万円、他の市町村並みというふうには考えております。男性不妊治療についても柴田町でされた方もいるというふうな県のほうから伺っていたので、こち

らについても何かできないかということで検討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 男性不妊治療のほうも考えていいというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今後、こういった治療が国で開始されているというふうなことであれば、今までそこにスポットが当たっていなかった男性の方も治療の機会が得られるというふうに思いますので、検討していきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 県のほうの医療費助成を見ますと、ほとんどが所得制限730万円未満となっていますけれども、中には女川町のほうは制限なしとなっていますけれども、柴田町ではどのように考えたでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町の場合は、県の基準に準じた形というふうに思っております。所得の730万円未満ですと、これは所得なので多分収入にしますと1,000万円近くにはなるのかというふうには思っておりますので、夫婦合算というものですが、県と同規模というふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。それで、今後平成29年度からやっていくというお話でしたけれども、柴田町のインターネットのほうのこちらの不妊治療がまだ今までやっていないということで、ある程度そんなに詳しくは書いていなかったんですけども、今後これからやっていくとなるとPRのほうはどのようにしていくんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） PRについては、実施が決まりましたら町のホームページ等には掲載というふうには考えております。あとは、県の補助申請に来た方に対して周知のチラシ等を配付したいというふうには考えております。それと、妊娠の適齢期といいますか、今回質問いただいたことでいろいろ情報を確認しておりましたら、女性の方がいつまでも産めるというふうに誤解している例もありまして、出産の適齢の時期というのを町としては女性の方々に何かの機会を捉えてPRしていてもいいかなというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 柴田町でした不妊治療のほうの相談件数というのは何件かあるんでしょ

うか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうでは年に数回、町では県のような助成はないんですかという電話の問い合わせは時々あります。そのときは今までは保健所のほうにというふうにつないではおります。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 早く受診していただくということが大事だと思います。データの中で、1年ごとに確率が年齢で下がっていくというのが日本産婦人科学会のデータで上げられております。大体20代では不妊治療によって出産まで至る確率が19.8%、それが35歳だと16.3%、36歳だと15.4%、37歳で14.2%、38歳、1歳ごとになると11.6%と3%も下がっていくということで、これは子供を産むことを臨んでいる夫婦がわからないという状態もあると思うので、そこら辺の啓発活動もしっかりやるということが大事だと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 数字のほうは、今議員おっしゃったとおりなので、治療を始める年齢が遅ければ遅いほど確率は非常に落ちていくというのが現状でございます。男性の方も女性の方も、35歳のところが非常に大きなピークがあって、34歳までの出産が20代と余り変わらない数字、35歳を過ぎると男性の方も妊娠させる力が弱くなるということが出ておりますので、35歳前にというふうなPRも余り町で大手を振ってちょっとできないかというふうには思うんですが、機会を捉えて、母子手帳交付だけではありませんので、高校生の何かの健康教育とか大学とか、そういったところでもPRしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） しっかり今後もPRのほうをよろしく願いいたします。

次に、AEDの普及について質問させていただきます。今後、柴田町ではAEDをふやしていくという考えはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 町長答弁もございましたけれども、今のところ役場庁舎、生涯学習施設、体育施設、小中学校の学校施設に設置しておりますので、今のところ町の施設としてはふやしていくというか、今は充足しているというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今の設置で意外と集会所とかそういうところでも結構今研修、講習をや

っています。それで、私も7A区のほうで今回2回受けましたけれども、1回やるよりも2回やったほうがわかりやすくてというのがありますので、そういうPRも大事だと思うんですけども、そういう集会所というほうにも考えはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 確かに今講習等、機会ふえていますので、柴田町のほうでも自主防災組織、活動活発になりまして、そちらのほうでも講習会等を開いておりますので、そちらの設置のほうもちょっと考えていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） よろしく願いいたします。

あとは、コンビニとか24時間営業のところでも置いてあるというお話も聞きましたけれども、そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） そちらのほうは、確かにどこどここのコンビニというのはちょっと現在把握しておりません。日本救急医療財団のホームページにAEDマップというふうなのが載ってまして、町内43カ所掲載されているようですけれども、コンビニ等は載っていなかったもので、その辺の設置しているか設置していないかについては今のところ申しわけございませんけれども把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 先ほどマップのほうは町としては今考えていないということで、AEDの設置箇所を場所示すようにというお話がありましたけれども、どのように考えているのでしょうか、設置箇所。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） AED、町の施設でも設置しているわけなんですけれども、どの施設に設置してあるのか、また設置してもその建物のどこに設置してあるのかがわからなければ、なかなか使用するとき不便だということで、どちらの方向に、建物であればこの建物にAEDがあります。建物に入ったらどちらのほうにAEDが設置されていますというような表示がありますので、そちらのほうを設置したいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 例えば、役場庁舎内の入り口、皆さんが入ってきて見えるところのほうにもそういう設置箇所がありますというふうな表示というのは考えていないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 役場を例にしますと、北口のほうから、正面から入りまして右側のところに設置してあるわけなんですけれども、入りましたらそのところに「右側にあります」というふうな表示をつけるというような表示をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。AED、以前に今までに大体使われていないのが多かったということなんですけれども、AEDの点検についてはどのようにしてあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 点検については、ちょっと……。生涯学習施設の7台についてはリースですので定期的なそれも含めて契約しているわけなんですけれども、AEDについてはパットについては7年、バッテリーについては4年の期限がありますので、それ以内での点検は最低限行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 心配がないというふうに見てよろしいんですか。7年とあれだということとは毎年点検というのは行わないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） ちょっとそれも確認させていただきます。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、次に以前にAEDの質問をさせていただいたときに、学校での講習のほうを受けるようにとお話ししたときに、町のほうの答弁で船岡中学校がPTA中心になって親子で講習会を受けて、AEDの使い方とか講習受けているということで、保護者の方も了解の上で講習を受けて船岡中学校挙げてとお話しされました。その後、1校だけがやっているということで、その後、PRしていきたいというふうに前に答弁でいただきましたけれども、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 申しわけございません。学校のほうの実績についてはちょっと把握しておりません。済みません。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 学校につきましては、教職員に対しては全て毎年実習をしているという状況です。今もお話しなさいましたPTA関係につきましては、各学校まちまちなん

ですが、ちょっと状態は把握しておりません。ただ、昨日東船岡小学校の6年生に対しての防災教育の中でAEDの講習会をさせていただきました。子供たちは真摯に真剣にそこについての講習会を受講していたようなので、今後とも学校等の実施につきましては実践としてという部分と、あとは知識という形での講習という考えで実践してまいりたいというふうには思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） これからは今後学校のほうでも実施に向けてやっていきたいというふう  
に捉えていいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 確実ではございませんが、学校のほうにお願いしながら講習会  
を実施するよう指導してまいりたいというふうには思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） 宮城県のほうではまだジュニア救命士のほうが、まだこちらのほうでは  
やっていないということなんですけれども、結構これは秋田県の大館市のほうで小学生を対象  
にした救命士ということで、子供のときからこういう救命法を学ぶことはとても重要だとい  
うことで、目の前に倒れている人がいたら勇気を持って行動できるようになってほしいというふ  
うに書いてありますけれども、そういう取り組みは結構大事だと思うんですけれども、いかが  
でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今のお話はもっともなことだと思います。実際にやっている行  
動を子供たち、小中学生が見るというのも当然必要ですし、そこに実践できるかできないか  
というふうな判断よりも、こういうことでAEDが活用できるんだということを知識として身に  
つけることが大変重要だと思いますので、今後とも講習会につきましては実践していきますし、  
資格につきましては町長お話ししたとおり、今後消防署と検討するというふうになると思いま  
す。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○12番（有賀光子君） わかりました。よく検討していただきたいと思いますので、よろしくお  
願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

3点、質問いたします。

1点目、**子ども食堂へ会場使用料の支援を。**

現在、全国でさまざまな形態の子ども食堂が運営されています。10月17日付の日本教育新聞に、沖縄県の小学校のPTAが昨年5月に開設した子ども食堂が紹介されました。児童センターを会場とし、毎週土曜日に昼食を提供しているとのこと。今後、PTAの運営もふえていくのかもしれませんが。

子ども食堂の名づけ親である、気まぐれ八百屋だんだんの近藤博子さんは、「子ども食堂というと、貧困家庭の子どもたちを集めて食事をさせる所」と思われることを懸念しているそうです。近藤さんの定義は、「子ども食堂とは、子供が一人でも安心して来られる無料または低額の食堂であり、子供がひとりぼっちで食事しなければならない孤食を防ぎ、さまざまな人たちとの多様な価値観に触れながら団らんを提供するところ」とのこと。また、「より積極的に、多世代交流型になることが望ましい。食事をするだけでなく、自分の居場所と感じられるようになることが理想だ」とも語っています。私も全くそのとおりだと思います。

さて、町内では多世代交流型の子ども食堂が1カ所オープンしています。また、現在準備中の団体が1つあります。私は行政の支援が必要との考えから、ことしの6月会議と9月会議の一般質問で子ども食堂を取り上げました。行政としてどのような支援が可能なのかという質問に対し、町として可能な支援を探っていきたいとの答弁でした。どのような支援をお考えなのか伺います。

1) 町はどのような支援を検討したのでしょうか。

2) 県はどのような調査検討を行い、どのような支援を考えているのでしょうか。

3) 子ども食堂の運営には安定的に使用できる場所の確保が必要なことから、公共施設や地区集会所などを使用する際の使用料を、町が支援することを提案します。

2点目、**公共施設整備手法の検討を。**

私は平成27年12月会議の一般質問において、総合体育館予定地であるトッコン跡地全体の活用と資金調達について、民間からアイデアを募るサウンディング型市場調査の実施を提案しました。答弁は、民間のビジネス用地の活用は考えていない、事業収益で運営費を回収できる事業とは想定していない、とのことでした。あれから1年が経過しますが、公共施設等総合管理



計画策定へ向けて進む中で、今後の公共施設整備のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

11月18日に柴田町で開催された、とうほくPPP・PFI協会主催の「先進自治体から学ぶ公民連携によるまちづくり」に、町長初め町職員が多数参加していましたが、講師やパネリストの話をどのように受けとめたのでしょうか。

紫波町オガールプロジェクトでは、資金を紫波町内で循環させることを重視し、従来の地方債発行による資金調達ではなく、民間の収益事業を導入し、土地の一部を民間事業者に定期借地として賃貸、地代を前払いしてもらい、公共施設の整備費に充てました。この公民連携の手法について、住民の理解を得るために、藤原前町長は「ぶっかれ（壊れた）テープレコーダー」となり100回にわたって住民に説明したとのこと。平成27年11月開催の図書館総合展のフォーラムにおいて、藤原氏は次のように語っています。「PPPは町民と企業、自治体と一緒に取り組まねばならない。町民はPPPについてわからないため、早く事業化してPPPについて理解してもらおう。自治体は職員におもしろさを味わわせる必要がある。PFIは町の職員がやった。PPPは町の職員と岡崎氏でやり、民間委託はしていない。職員にアクティブな考えを持ってもらうことが大切である」。藤原氏は、一度決めたら絶対ぶれない町長だったそうです。

オガールプロジェクトのランドスケープのデザインを担った長谷川浩己氏は、「今までの公共は、行政が単なる公共物件の管理者扱いにされていた。オガールプロジェクトでは、公共と住民の対立構造ではなく、楽しい場所をつくろうとしたときに、役所は何ができるのか、図書館は何ができるのか、あなた個人は何ができるのか、ということを常に問う」と語っています。今後の公共施設のあり方を示していると思います。

人間中心のまちづくりを目指す紫波町から多くのことを学ぶことが大切ではないでしょうか。柴田町における今後の公共施設整備のあり方について伺います。

1) トッコン跡地の活用と資金調達について、従来手法ではない新たな発想での活用・資金調達を検討したのでしょうか。

2) 猪谷千香著『町の未来をこの手でつくる』にはオガールプロジェクトにかかわった人々の声が紹介されています。学ぶべき点が多いのではないのでしょうか。

3) 木下寿氏が提唱する「稼ぐインフラ」について、どのように考えますか。

4) オガールプラザにおける「稼ぐインフラ」の仕組みをどのように考えますか。

5) オガールプラザの岡崎氏を講師に招いて、住民を交えた研修会を開催することを提案し

ます。

6) 今後の公共施設整備のあり方について、十分な研究を行うことと住民を交えた議論を丁寧に行うことを提案します。

### 3 点目、図書館建設のため計画段階から将来の館長の招聘を。

私はことしも11月に横浜市で開催された図書館総合展に3日間参加し、あらゆる角度から図書館を考えることができました。100あるフォーラムの中から、私が参加したフォーラムのテーマを幾つか紹介します。「人と文化と地域を結ぶ公共施設、荒川区長『ゆいの森あらかわ』計画を語る」「『図書館政策』公立図書館の機能とその発揮の仕方、地域社会が大きく変化する時代、図書館には何ができるのか」「ソーシャル・イノベーションを巻き起こす図書館へ」「90分で魅せます！複合施設のつくりかた、大和市文化創造拠点誕生までの激動22カ月」「本と地域の20年後を語る」「元気な学校図書館プロジェクト実践報告、公立図書館と学校連携の取り組みについて」などです。

今回感じたのは、新しくできた図書館や間もなくオープンする図書館が、子育て支援施設との複合施設が多いということです。どの自治体も安心して子育てのできる環境を整え、将来を担う人材の育成に力を注いでいることがわかります。また、図書館をまちづくりの核に据え、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が交流する場とするとともに、従来の図書館サービスを超えた新たな図書館機能の創造へ向けて進んでいます。柴田町もこの時代の流れから大きく取り残されることのないようにしたいものです。

そこで、図書館建設へ向けて提案いたします。

1) 第5次柴田町総合計画後期基本計画の46ページの図書館活動には、「図書館機能の強化、本格的な図書館建設基本構想策定への着手」が盛り込まれています。基本構想段階から将来の図書館長が中心となって進めることが重要であることから、早い段階で図書館建設を牽引する人材を招聘することを提案します。

2) 現在は、図書館に求められる機能が大きく変化していることから、職員が深く学ぶ機会をつくることを提案します。図書館海援隊の活動についても学ぶべきと考えます。

3) 図書館機能を高めることにより住民生活がどのように向上するのかをテーマとした、住民対象の講演会の実施を提案します。

4) 図書館建設の資金調達について、早い段階で研究することを提案します。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱3点ございました。随時お答えいたします。

子ども食堂の関係でございます。

1点目、2点目、3点目は一括してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

平成28年度6月会議及び9月会議において、県の動向を踏まえた子ども食堂に対する支援について検討すると回答させていただきました。県の社会福祉課に確認しましたところ、県では、平成28年度は県内で現に子ども食堂に取り組んでいる団体に対して、その実施状況などについてヒアリングによる調査を行っております。平成29年度は、その結果を踏まえ、子ども食堂の実施を考えている方に対し、立ち上げについてのノウハウなどを提供する支援事業を検討しているとのことでした。また、子ども食堂に対しては助成制度を直接実施している市町村は宮城県にはこれまでのところございません。

町としましては、既に子供から高齢者までを対象とした異世代交流事業として、茶話会や夕食会の事業を着手した町内の住民活動団体に対して、まちづくり提案制度補助金（スタートアップ提案）に基づき、11月に立ち上げ経費の一部を支援させていただきました。

子ども食堂の支援につきましては、平成29年度から新たに子ども食堂に対する助成制度を創設したいと考えております。助成内容については、行政区集会所での会場使用料や子ども食堂を実施する際に必要な賠償責任保険の保険料などに対して一部助成するものでございます。詳細につきましては、今後検討させていただきます。

なお、町の教育委員会が所管する施設の使用料につきましても、柴田町教育委員会に委任された施設使用料の減免に関する規則に基づき、子ども食堂を実施する団体が町の助成対象となる場合、全額免除、無料となります。

2点目、公共施設の整備手法でございました。6点ほどございました。随時お答えいたします。

トッコン跡地は、災害時には町民の避難・救護施設として、平常時には健康とスポーツ・文化活動による交流ができる公園として整備したいと考えております。（仮称）柴田町総合体育館については、まちづくり住民懇談会等で建設案を説明し、意見交換を行っております。現時点では、新たな発想での活用や資金調達は検討しておりませんが、民間から新たな事業提案があれば検討することはやぶさかではないと考えております。

2点目、猪谷千香さんの本の点でございますが、オガールプロジェクトの取り組みは、公民連携の中でも非常にレベルの高い事例であり、民間資金を使つての都市づくりに大変関心を持

ったところでございます。私もこれからの都市づくりにおいて、標準装備として必要と考えていた町のロゴマークや、洗練された案内デザインやインフォメーションデザイン、さらに紫波町らしい風景や景観を持った広場づくり、いわゆるランドスケープデザインの導入等に学ぶべき点が多かったと思っております。

日ごろから柴田町において、こうした手法を取り入れた都市づくりや公園づくりができないかと思っていたところ、今回、特定非営利活動法人とうほくPPP・PFI協会から、柴田町において第14回地域活性PFIフォーラムの開催の申し出がありましたので、「岩手県紫波町のオガールプロジェクトの取り組みについて」をテーマとしたシンポジウムを提案させていただきました。私はもとより職員も公民連携について学ぶよい機会になったと思っております。

3点目、木下斉氏の稼ぐインフラでございます。4点目、オガールプラザにおける稼ぐインフラの仕組みを一括して答弁させていただきます。木下氏によれば、稼ぐインフラとは、これまでの補助金ありきだった公共事業をファイナンス主導に切りかえ、公共インフラに稼ぐ機能を付加して、公共サービスの充実を図ろうとする新しい考え方です。PPPという公民連携の手法を取り入れ、地元金融機関の融資を仰ぎ、前例のないデザイン会議によるガイドラインの策定など、これまでに及びもつかなかった公共施設の整備手法や資金調達方法に大変感銘を受けたところでございます。

しかし、オガールプロジェクトのような手法が、柴田町を含めて他の自治体に当てはまるかどうかは、甚だ難しい点が多いと考えております。その理由は、岡崎氏というキーパーソンと専門的な人材ネットワークが構築されていたこと。10ヘクタールというエリアリノベーションが可能な土地が既に取得されていたこと。比較的自由度の高かったまちづくり交付金が活用できたこと。これは今ございません。社会資本整備総合交付金に吸収されてしまいました。さらに、岩手県サッカー協会によるフットボールセンターの県内建設という数々の好条件が重なった結果、成功したまれなケースではないかと受けとめております。

今では、できたばかりで物珍しく、集客力も高まっておりますが、今後入居している個々のお店が消費者を持続的に吸引し続けられるかどうかで稼ぐインフラの真価が問われてくると考えております。当面は、今紫波町が進めている空洞化した日詰商店街のリノベーションまちづくりが、こうした公民連携によって再生するものかどうか、注視をしてみたいと考えております。

5点目、先ほどもお答えしました稼ぐインフラにつきましては、今後財政状況が厳しくなると予想される中、公共施設等を維持・更新する上での一つの手法と考えております。民間から

の具体的な事業提案があり、PPPやPFIについて、住民の理解を得るために研修会等を開催する機会があれば、検討してまいります。

6点目、今後の公共施設のあり方ですが、現在策定しております公共施設等総合管理計画につきましては、総務省の策定指針の中で、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPPやPFIの積極的な活用を検討されたいとされております。今後、公共施設等総合管理計画を具体化させる計画として、個別施設計画の策定を予定しております。しかし、新たな社会資本整備を進める上で、今後考えられるPPP・PFIの事業対象としては、保育所、図書館、学校給食センター、児童福祉施設、公営住宅、水道事業等が考えられますが、一つに規模が小さい単体施設は、民間手法でのメリットが出ないこと。二つにPFIの事務量が相当なものとなり、多くの自治体では技術や人的資源を十分に確保できていないこと。三つに、自治体が行うPFI事業に対する国等のバックアップ体制が不十分なため、1999年にPFI推進法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定されて既に16年になりますが、十分な成果を上げているとは言えないのが実情でございます。このことから、今すぐ住民を交えた議論を行うことは時期尚早ではないかと思っております。

大綱3点目、図書館の建設関係で4点ほどございました。

1点目、基本構想の段階から館長をとということでございました。平成28年度策定の第5次柴田町総合計画実施計画書では、平成31年度に住民アンケートを予定し、基本理念やコンセプトを明確にしながら図書館建設基本構想に着手していく計画としています。しかし、現在、平成31年、32年度をめどに建設を進めている総合体育館が、平成30年度に実施設計を組めるかどうか今のところ見通しが立っておりません。もし、総合体育館が予定どおり着工することができれば、次の大型プロジェクトとして図書館建設の可否を総合的に判断したいと考えております。仮に、建設の方向が確認されたときには、本格的に基本構想策定へ着手していくほか、ご提案の図書館建設を牽引し、将来の館長となる人材の招聘についても検討してまいります。

2点目、昨今の住民ニーズの変化や情報化社会の進歩とともに、図書館に求められる機能は大きく変化しており、本町図書館では、さまざまな機会を捉え職員を研修に参加させております。図書館総合展にも昨年度から2年続けて参加しており、参加した司書は、図書館を取り巻く諸課題やその役割の変化をじかに感じ、刺激を受けてきたほか、研修内容についてはその後、他の職員に伝達して情報の共有を図っています。また、職員の資質向上の研修会についても、県や県図書館、大河原教育事務所と連携しながら、多くの職員を講習会や研修会へ参加させ、スキルの向上に努めております。

ご提案の図書館海援隊の活動については、平成22年1月に有志の公立図書館で結成され、ハローワーク等関係部局と連携した貧困・困窮者支援を初め、具体的な地域の課題解決に資する取り組みを行っております。参加図書館は、都道府県図書館などの比較的大きな図書館が多く、平成25年12月時点での図書館数は50館、宮城県でも仙台市の図書館5館が参加しています。本町図書館でも図書館海援隊事業に関して今後研究を重ねながら、利用者の課題解決への支援に向け、どのようなことができるかを検討して、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

3点目、図書館機能を高めることにより住民生活がどのように向上するかをテーマとした講演会です。図書館は開館から7年を迎えましたが、まだまだ住民の図書館に対する関心や認知度は低いと感じております。図書館では例年、図書館講演会を開催していますが、今までは住民に我が町の図書館を少しでも知ってもらうことに重点を置き、著名な絵本作家などに講師をお願いしながら「図書館とは何なのか」「読書はなぜ大切なのか」などを住民とともに考える内容としてきました。今後につきましては、議員ご提案の図書館機能と住民生活の向上等をテーマとした内容についても検討していきたいと考えております。

最後に、図書館の資金調達でございます。新図書館建設のため、本町では平成10年3月に図書館建設基金を創設し、事業化に向け準備を進めております。例年、一般会計からの積立金とふるさと柴田応援寄附金の二本立てにより積み立てを継続し、平成25年度には5,000万円、26年度には4,000万円、27年度には5,000万円を積み立てた結果、基金残高は、現在1億5,000万円を超えるまでになっています。

図書館建設事業費の調達については、起債による建設のほか、ご指摘のPPPやPFI、議員が図書館総合展で感じられたように、子育て支援施設などの総合施設として建設することなども考えられます。今後は町全体としての整備方針や資金面等の環境が整った段階で図書館建設事業を進めてまいります。それまでは図書館建設基金への積み増しを行うほか、先進事例を参考としながら資金調達に関しても研究してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問、ありますか。

○15番（白内恵美子君） これから子ども食堂を始めようという子育て中のお母さん方になぜ始めようと思ったのかを尋ねたところ、今町内にも1人で食事をする子供たちがいる。私たちに何かできることがないだろうかと考えたときに、食事づくりは毎日やっていること。いつもより多くつくり食べてもらえばよいのではないかと思った。それに、みんなでわいわいにぎやかに食事するのは楽しいことだからという答えが返ってきました。それを聞いて私はとてもうれしくなりました。このように気負わずに自分にできることをしよう、そういう考え方に本当に共感しました。それを町が今回支援してくださるということで、県内初の行政からの支援、これで安心して始められる方がいることをとてもうれしく思います。

それで、先ほどの答弁の中で県の事業として立ち上げに関するノウハウについて研修会を行うということを県が考えているととってよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 県のほうに問い合わせした結果でございますが、まだ予算とかそういう段階ではございませんので、なかなか表立って確実なことは言えないという前置きをされたんですけれども、相談、あと講座を実施検討するというので県のほうからご回答いただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私も県に問い合わせしてみました。そうしたら、まだしっかりは決まっていないということなんですけど、研修会を開きたいというようなことでしたので、ぜひ県の事業として柴田町で開催するように提案してはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） その点については私も同感だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町内にはきつともっと子ども食堂やってみたいという方がいらっやと思うので、そのきっかけになればと思います。ぜひ県に要望していただきたいと思います。それから、ぜひ職員の皆さんもご自分の地域でこういう活動を始めてみてはいかがでしょうか。これは質問ではなくただ呼びかけです。

では、次の公共施設整備手法の検討についてです。答弁の中で新たな発想について、民間か

ら提案があればやぶさかではないということだったんですが、ただ民間から出てくるのを待っているということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、現時点では待っているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 待っているだけでは何も変わらないと思うんです。11月18日の先進自治体から学ぶ公民連携によるまちづくりで講師を務めたオガールプラザの岡崎氏は、講演の中で何度も稼ぐしかないと話していました。どのように受け取りましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 大変申しわけありません。私、11月18日、ほかの会議がありまして出席していなかったんですが、参加者のほうから復命を受けまして、先ほど町長がお話ししましたとおりの内容で私も後でインターネット上で稼ぐインフラについて勉強させてもらったんですが、正直申し上げまして今のところそういったぐらいの知識しか持っていないという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 職員の皆さん、たくさん参加していらして、課長方が結構行ってましたよね。どなたかどう思ったかちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 私、参加させていただきました。岡崎さんがおっしゃったお話、公共施設があるのであればそこに民間の施設もつくって、その民間がテナント等を入れてそこで収益、そういったものを町のほうに返還いたしまして、それで公共施設の維持管理を賄っていくという発想、新しい発想というふうに伺いました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 岡崎氏は何度も「地域の課題は財政問題だ、それなら稼ぐしかない。財政の規律が守られて自立すること、それなら稼ぐしかない。図書館は稼ぐインフラ、図書館の集客力で都市型サービス産業を起こす」とおっしゃっていました。このような考え方をどのように思いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今まちづくり政策課長が申しましたとおり、稼ぐインフラにつま



しては公共インフラの一部を民間で利活用することによって稼ぎを生み出して、その収入で公共サービスを支えるという内容でございます。方法論になりますけれども、財政としましては財政負担の軽減、それから行政サービスの向上等を図るためにはこの事業の活用は有効な手法であるという認識はしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 岡崎氏はK P I、重要業績評価指標は不動産価値の上昇であるとも話しておりました。町では行政が率先して不動産価値を上昇させるという視点を持っていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 持っているのかとお話しであれば、今のところそういったものは検討していないという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 持っていなかったと思うんです。そこを岡崎氏はとてもわかりやすく説明なさったんですが、消費活動を目的としない訪問者をふやす。人が集まれば、おのずとカフェや居酒屋等の付帯サービスが発生する。訪問者がふえれば付帯サービスがふえる。エリアに活気が出て、住む人がふえ、不動産価値が上昇する。雇用が生まれる。柴田町でもこれからこのような考え方が必要なのではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 岡崎氏のはある一定の10ヘクタールのところを限定して言っているのあって、柴田町は全体でそういう人を集めて、今観光まちづくりということで雇用、それから将来の人口定住にふやす政策を全般的にやっているというのが実情でございます。今回の先ほど答弁しましたように、これはまれなケースでございます。幸運が重なったとしか私は思っておりません。たまたま10ヘクタール、柴田町は3ヘクタールの土地でありますけれども、10ヘクタールの未活用な土地を使ったというのが一つの方法でございますので、民間が総合体育館の3ヘクタールで体育館を建て、そこに民間施設を建てて、収益を上げるというのはほとんど不可能だろうというふうに思っております。もし、そういう提案が、3ヘクタールで行われることであればそれは考えないことはないということで答弁をさせていただきました。好条件が積み重ならないとこういう施策はできない。ですから、この事業が展開されて10年になりますけれども、ほかの自治体で次にやったということをお聞きしないのも、やはり岡崎氏という特別な方がいらっしゃらないと難しいのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） オガールプロジェクトのようなすごいことをやれと言っているのではないんです。考え方のところですよ。同じく11月18日の研修会で講師を務めた寺沢弘樹氏は流山市のサウンディング型市場調査を初め、先進自治体の民間活用について説明した後に、PPP・PFI手法の導入は、内閣府が言っているよりもっと幅広い長期的な視点で将来を見据えながら今できることから実践し、柔軟に軌道修正していけばよいと話されました。この考えにはいかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 繰り返しで申しわけありませんが、確かにPPP・PFI事業については財政負担の軽減、それから行政サービスの向上に図るためには有効な手法とは考えております。ただ、今回オガールプロジェクトの場合は官民複合施設という状況でございました。先ほど町長がお話ししましたとおり、今のところ総合体育館については単体での建設ということで考えてございますので、なかなかオガールプロジェクトと同等のことができるのかどうかというのが問題になってくるのかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 寺沢氏は次のようにもパネルディスカッションの中でお話しされています。流山市でPPP・PFIの手法をとらざるを得なかった理由について話していました。副市長は金がない、ノウハウがない、人がいないと言う。それなら外部の人から資金を調達する。知っている人たち、プロと一緒にやっていく。わからなければ聞いてやっていく。柴田町でも行政だけでやろうと考えずに、民間の知恵をかりるべきではないですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、民間の知恵と簡単に言いますが、民間はこの施設をつくることによって自分たちにメリットがあるかどうかということを考えながらやるんです。利益があるかどうか。単体では残念ながら今のところの手を出すということがないものですから、数が少ない。複合施設であればまず考えられる。もう一つは、中に収益的施設、それがあれば事業計画を組みやすいという条件がそろっていないとだめなんです。総合体育館はPFIでつくるとなると、収益的施設という考え方をとるとイベント興業が優先されて、町民が使いたいとき使えないという別なデメリットが生じるということも考えていかないと、民間が全てもいいんだ、役所のやり方がまずいんだということであれば、それは私はあり得ないというふうに思っております。もし、PPP・PFIが本当にコスト削減になって町民に満足感を与えるという手法であれば、16年もたっているわけですから次々と役所の事業がそ

ちらのほうにシフトしていくのが当たり前。そこには何か問題点があるということがあるのではないか。

改めて申しますが、単体ではなかなか民間側からの提案が難しいということ。それから膨大な手続、要求水準書とかいろいろ書くときに組織体制が必要だということでございます。流山市と柴田町では残念ながら行政規模が違いますし、そういう人材もおりませんので、事前にとするのはなかなか難しい。ましてや、PPP・PFIを町民に説明するといっても10年このプロジェクトかかっているわけですから、今から10年間これを進めてやるというのはもう総合体育館が10年先ということになりかねませんので、そこは既存の手法でやっていかざるを得ないのが現実的ではないか。もちろん、こういう考え方は一部取り入れまして、大型プロジェクト、例えば仙南広域行政事務組合の一般廃棄物処理場、これについてはPFIの一部です、それもDBO方式ということで、役所が資金も計画書も要求水準書も出して、技術的なものだけは提案してもらおう。現実はこの宮城県ではそこまでいっている段階のPFIなので、ましてや民間資本を投入して建てて、それを役所がリースで買うなどというところはまだまだ難しいということなので、それには国や県のバックアップ体制も必要ではないかというふうに思っておりますので、そう簡単にはいかないと回答させていただいた次第でございます。考え方は十分理解できます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 寺沢氏は自治体が生き残るための手段として捉えたPPP・PFIもおっしゃっていました。今後、自治体が生き残るためにPPP・PFIをもっと活用すべきだと私は考えます。パネリストの宮城大学の風見教授は自治体は経営的視点が低い。自治体経営に民間がどれだけかかわるかだとおっしゃいました。このことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 全て、先ほど申しましたように、民間的経営でやるというのは無理だと。それは行政をやっていないからそういうことが言えるのだらうというふうに思っております。いつもここで話ししておりますが、行政というのは許認可権限、役所が絶対的な権力を持っているものもあるし、それから住民サービス、コストを度外視してまでもやらなければならない政策もございます。それから建物のようにPFIになじむ収益的施設もありますし、複合化のような施設についてもPFI。ですから、その一部なんです。全て経営感覚でやるということは、弱いものを切り捨てる。それから非効率なものは切り捨てるというふうにつながるもので

すので、全て役所に当てはまるというふうに私は思っておりません。

生き残るためにということなのですが、紫波町、それじゃあ将来生き残れるかという、残念ながらこの10年間で柴田町より人口が減っております。こういう現実も理解をしていただかないといけないというふうに思いますし、今、日詰商店街、このPFI方式、PPP方式で再生するかどうかやろうとしております。それを見てからでも、この民間的手法で果たして商店街が再生するものかどうか見てからでも遅くはないのではないかとこのように思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町長は総合体育館は単体だとおっしゃいますけれども、総合体育館の建設が仮に30億円かかるとすると、総工費の四、五倍と言われるライフサイクルコストは120億円から150億円にもなります。到底柴田町が負担できる額ではありません。いかにコストを低く抑えるかが大切です。民間の力をかりながら検討すべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） オガールプラザの図書館を見てもらいたいというふうに思っております。機能的なものだけにこだわった図書館でございます。最終的に私は飽きられるだろうというふうに思っております。ですから、ライフサイクルコスト、もちろん役所がつくっても民間でつくってもこれはかかるコストでございますので、残念ながら総合体育館でそう民間に委託したからといって相当なコスト削減にはならない。だから、単体の施設には民間が手を出さないのがそこでございます。こういうこともご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 紫波町図書館は今年度のライブラリー・オブ・ザ・イヤーの優秀賞を獲得していて、今その運営についても多くの自治体から視察に入っているところです。それで、町長ご自身は10月に開催された町政懇談会の中で体育館を建てたらほかの事業は何もできない、図書館はできないと説明なさいました。住民ニーズは多岐に及んでおり、行政は限られた予算の中で多くの方に満足いただくよう努力しなければなりません。1つの事業にお金をかけ過ぎて、ほかの事業が犠牲になってはなりません。今後の公共施設整備のあり方を考えるには全職員が先進自治体や専門家から学ぶことをもっと力を入れて進めるべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。新たな手法ということ、そのような機会もこれからはあると思います。そういったことがあればそういったことを

庁内でみんなでそういったものに参加して、どういうものかということの研究していく、学んでいくということが必要であろうと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私は11月18日の研修会の講師が岡崎氏とわかったので、前日に本を読んで講演を聞きました。そして、研修会終了後にご本人に読んだ感想を伝え、少しお話をしたんですが、やっぱりこの方からもっと詳しく聞きたいと思いました。過去に何度か岡崎氏の講演は聞いてはいましたが、そのときは町長と同じに柴田町とは次元が違う話としか思っておりませんでした。しかし、この本を読んで岡崎氏がどれだけ苦労したのかがわかったら、柴田町でもやれることから取り組むべきだと思いました。せめて、多くの職員の方にこの本は読んでいただきたいと思います。

続いて、図書館建設についてです。今住民はどのような図書館を望んでいるとお思いでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 全国的な流れからいきますと、単なる貸し本というようなことではなく情報の発信、それからコミュニティの中心となるようなそういった施設を望んでいるのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それに加えて、生活に役立つ図書館、課題解決支援を今とても強く言われているところです。どこの図書館も課題解決のために動いているところです。ビジネス支援と呼ばれる産業支援があります。11月30日にえずこホールで開催の行財政研修会、講師の金丸弘美氏はやはり紫波町の図書館を取り上げていたんです。農業支援を高く評価していました。紫波町の農業支援については柴田町でも調査したことがあるのではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 図書館が主催としまして、先進図書館を見学するというような事業を行っております。それで、過去に1度、公募もしまして、あとサポート委員会の方々も入りまして1度見学をしているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 図書館関係者だけではなく産業支援について、例えば農政課等では何か調査したことはありませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 済みません。私の知っている範囲内ではちょっと承知しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 紫波町図書館が高く評価するのは農業支援なんです。紫波町でも初め農林課は自分たちと図書館に接点があるとはつゆほども思っていなかったそうです。しかし、図書館職員は紫波町でどのようなものが生産されているのか。産直や農業組織はどうなっているのか。生産している農家はどのような人たちなのか。農家を回ってお話を伺い畑にも入らせてもらったそうです。そうすることで農家にも課題や悩みがたくさんあることがわかったそうです。そこで、図書館のコーナーで1カ月にわたり農家を紹介し、その後も農業支援サービスを広げていったとのこと。このような図書館の取り組みを農政課長はどうお考えですか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 個人的に私も紫波町の図書館のほうを入りまして、一般図書館というような感覚でおりましたので、おっしゃるとおり農業に関する、手前に絵本があって、奥のほう、たしか農業の本がいっぱいあったというようなことで、非常に地域的なこともあったのかなとはそのときは思ったんですが、この間の研修会を拝聴しまして、そういった積極的な取り組みだったということをお聞きしました。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○15番（白内恵美子君） ぜひ参考にさせていただきたいと思います。町長は今後どうなるのかとおっしゃっていましたが、紫波町図書館は本当に生き残る図書館です。

それから図書館海援隊の活動について、どこまで調べましたか。『困ったときには図書館へ』という神代浩さん、図書館海援隊を発足させた方の本というのはごらんになっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 私も神代浩さん、読ませていただきました。図書館海援隊を実際につくられた、それこそ文部科学省の社会教育課長を1年間ほどされた方ということで、実際には当初は年越し派遣村が昔あったそうですけれども、その人たちを図書館で支援する方法はないかということで、知り合いの図書館等に依頼をかけまして、そこから7つの図書館だったと思いますけれども、そちらのほうで産声を上げたというような活動のようです。

ビジネス支援だけではなく、今は福祉なり医療なり、そういったことで活動の輪は広がっているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 医療支援が素晴らしいんです。特にがん患者を支えるために図書館と病院、医療従事者の連携が始まって、図書館ではがんと暮らす情報コーナーを設置し、患者や家族への医療健康情報を提供している。そういう図書館がふえているとのこと。

図書館海援隊を始めた神代氏はこの著書の中でこういうことを書いていらっしゃいます。

「困ったときには図書館へ。そこで解決のヒントやより効率的に解決できる手段を得る。国民一人一人がそうした営みを積み重ねていくことで誰にとっても住みやすい社会を築いていく。私たちにとって図書館はそのために必要なのである」。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 今図書館ではレファレンスサービスということで、対応は当然どこの図書館でもしているんですけども、レファレンスというお客様というかいらした方の要望を聞いたり解決してあげる。逆に、図書館側から町の課題なりそういったものを設定して、それに対する解決に助言をするというようなことができるということで、ちょっと立場的に違う。本当に図書館としての役割としては大事なことはないかということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○15番（白内恵美子君） 住民にとって役に立つ図書館にならなければだめなんです。あの広さで実際にできるのかということが、まずあります。それから図書館長には経験を積んだ方がどうしても必要になってくると思うんです。ですから、これからの図書館のあり方を考え、図書館政策をつくり、図書館建設へつなげていくためには、早い段階から将来の図書館長がその任務につくべきだと考えます。

5日の平間奈緒美議員の一般質問に対する答弁で、専門職として司書を正規採用するとのことでした。図書館建設計画を担う経験豊かな司書を館長として採用すべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） それも一つの方策かというふうに考えております。ただ、それがいつかということになりますと、柴田町の置かれている状況を見ますと将来予定の新図書館の運営形態等も決まっていない。開館時期も決まっていない。そういったときに採用することは少し現実的ではないのかなというふうに考えております。

仮に、直営でなく指定管理とかになってしまいますと、その職員の処遇についても問題になってくるのかなということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 図書館政策を作成するにはそれなりのキャリアのある方を迎えないと無理だと思うんです。ですから、これからの政策をきちんとつくっていくために専門家を雇うべきだと思います。これは後で検討していただきたいと思います。

滝口町長は図書館建設を公約に掲げて町長に就任してからもう14年が過ぎました。また、財政が厳しいからと図書館建設までのつなぎの図書館をオープンしてからはや6年半がたっています。この間、住民に対し図書館建設の計画も建設がおくれている説明も全くありませんでした。平成27年1月の総合計画後期基本計画素案に対するパブリックコメントには、図書館に関するもの51件、そのうち新図書館に関するものが42件もありました。51人の住民による町長の姿勢に対する怒りと疑問の声が集まったのです。町長はごらんになりましたか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町長は図書館だけを建設するというだけではなく、いろいろな政策をやらなければなりません。まず、財政状況についてはわかりやすく「よくわかる町の仕事と予算」というので情報提供させていただいておりますし、住民懇談会ではことしからプロジェクターを使って財政の状況を説明をさせていただいております。ですから、なぜ図書館ができないのかということは、ほかの事業もいろいろやらざるを得ないということをきちっと説明しております。パブリックコメントした方、住民懇談会に来た方、42人いらっしゃいますけれども、そのうち何人来たのかということも問題になるのかというふうに思っております。

ということは、全てに情報を伝えることは難しいということでもあります。ですから、この14年間でできなかった理由は東日本大震災というものもございましたし、総合体育館を先にとこの議会の申し出もございました。今そこに進めております。それから給食センターもやらなければならない。そのときに一気に3つの建物を建てることは難しいので、基金を造成してなるべく後年度の子供たち、住民に負担をかけないように今貯金をしているところでございます。そういうところを理解をしていただかないと、一方的にやらないのではありません。きのうの議会でも新たな問題が出てきております。水戸議員には大変失礼をいたしましたんですが、今度は側溝の問題という一般財源で5,000万円もかかる事業が新たにどうだという質問も出てきております。毎日の生活、次から次へと今やらなければならないが噴出してあります。それで、図書館については全くやらないということではなく、議員からも財政状況がこういう状況になっているということを説明していただきたいというふうに思いますし、パブリックコメントを読ませていただきましたけれども、全然柴田町の財政状況を考慮されていない。欲しい、それは



わかります。でも、町長はそこだけに責任を負っているわけではございませんので、そういう方々と財政状況について、もし説明する機会を持てと言われるのであれば説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） パブリックコメントに町長は全く答えていないと思うので、まず1人読み上げます。「人口3万8,000人を超える自治体の図書館として現在のものは余りにも貧弱であり、町民のニーズにできていない。図書館は学びの場、育ち、育ての場、コミュニケーションの場、発信の場である。充実した図書館を整備し利用してもらうことが町民の生き方、生活の仕方に工夫を促すとともに生きる場所、住む場所としての柴田町のあり方についても町民の創意やアイデアを生み出すことになる。図書館は全ての年代、幼児や若者、高齢者等にとって現在の生やこれからの人生を豊かにする可能性を大いに秘めた場であり、空間である。図書館の充実が柴田町に対する町民の満足度の向上につながる。図書館建設は町民の要望、意見の多寡によるものではない。町長や自治体はその必要性、重要性、人材育成、町の活性化の拠点とをしっかりと理解し、ロードマップを作成するとともに優先的かつ速やかにその建設を進めるものでなければならない」。とても崇高な意見をいただいているんですけども、町長、この方にご回答しますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 崇高な理念はそのまま受けましても、やはりそれを実現するのが政治家でございますので、柴田町の抱えている課題、説明させていただいて、図書館で起債も打てない状況なので将来借金として残ります。その前に体育館をつくれますので、将来財政破綻を生みかねない状況も生まれかねないということを説明させていただきたい。それから、総合体育館も同じなんです、20億円の借金を背負うということはその分ほかの公共サービスは我慢してもらわなければならない。そういうこともきちっと説明した上で、その方が崇高な理念でやれという方がその方ばかりではなく多くの方々がそういう声になっていただけるのであれば、これは借金をしてでもやらざるを得ないというふうに思っております。私としては将来の負担を考えて、柴田町が二度と財政危機に陥らないように考えながらやらざるを得ないということでございます。その方、どなたかわかりませんが、もし意見交換をさせていただけるのであれば柴田町の今置かれている財政状況、それを説明して、もちろんつくりたいのはやまやまでございます。借金して議会のほうで20億円、30億円の借金しても構わないというのであれば、私としては公約の1つでありますので皆さんに褒められるわけですから、建てたいのはやまや

までございます。体育館も図書館も給食センターも建てたいというふうに思います。そうは実は現実的にはいかないというのが政治の世界でございます。財政状況でございます。そういうことについてぜひとも議論を戦わせる場を設けさせていただけると、少しはその方は崇高な理念をおっしゃる方ですので柴田町の財政状況もご理解いただけるのかなというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり余りにも無責任な答弁だと思うんです。これで住民が納得するわけありません。体育館もいつになるかわからない。それもコスト削減も考えない。民間の力も入れない。図書館は体育館の後だ。そんなことが通じるとは思いますか。14年前に約束したことに対して何もやっていないんですよ。例えば、町長や教育長は図書館総合展に行って今図書館がどういうものが求められているのかを本当に真摯に学ぶ気はありますか。何年も図書館総合展のことも話しているけれども、職員を1日だけ派遣してそれで十分だと考えていますよね。今後計画を立てるのであれば、今どういうものが求められているのか、ほかの自治体ではどういう図書館をつくっているのか、しっかりと学ぶべきではないですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 何もやらないわけではないんです。正しく情報を伝えていただかないといけない。この間、船岡中学校の大規模改修をやりました。体育館も新しくしました。槻木中学校も。次々と東日本大震災で学校関係をやらざるを得ませんでした。そして、今年度は船岡小学校の大規模改修をやらざるを得ませんでした。でも、国からの補助金が当初来ないので大変議会には申しわけなかったけれども、落とさざるを得ない。ところが、ここにきて学校関係では5億円という金がつきまして、学校整備をやらなければならないということでございます。

ですから、町民の方に学校整備をやってきた。それで図書館が若干予定どおりいかない、体育館もやらざるを得ないものですから、そうした場合に恐らく多くの町民は学校優先、それから給食センター優先、これはやむを得ないと判断する町民のほうが私は多いと思います。図書館はつくりたくないわけではなくて、ある程度頭金を持って起債が将来に負担にならないような計画を立てながら、やらないと言っているわけではないんです。貯金をためているということでございますので、多くの方に私はご理解をいただけるのではないかとというふうに思っております。これからもまだ東船岡小学校の大規模改修、西住小学校の大規模改修ということをやっていかなければなりません。船岡小学校の大規模改修に3億円かかるんです。ですから、そういうものがめじろ押しなのでなかなかここで体育館、それから図書館を一気につくるとなると学校整備のほうに資金が回らない。そういうことも考えながら、実は財政運営をしているという

ことでございます。建てないわけではなく、少しずつ頭金をためて将来に負担のないような形で、それから財政的に問題にならないような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、そういう方々との懇談会をぜひ企画をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 図書館は一部の人のためにあるのではないんです。住民のためにあるんです。今言われている図書館というのは、本当に困ったときは図書館に行くようにということです。全てが役場で相談事を受けるのではなく、困ったらまず図書館に行って調べる。調べるための援助をするのが司書です。そこには高い専門性が要求されます。図書館がなぜその必要性がわかられていないのか。町長は全く理解していないと正直こうやって答弁を聞いていると感じます。教育長も図書館について率先してやっていかなければならない立場におられると思います。学ぶ機会にしっかりと学んでいただきたいんですが、さっきの質問に全く答えていないんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 困ったときに尋ねていって解決できる図書館というところで、私が考えておりましたのは、しばた100選がございましたよね。柴田町の魅力をピックアップしたものですけれども、その魅力について図書館等でより深く知る。そのことによって町を愛する気持ちというのも高まってくる。また、フットパスということで柴田町のいろいろな文化財も含めたすばらしいものを歩いてみるというそういう動きもありますので、そういったことも図書館を通してまずはいろいろ町民の方々が柴田町のよさに触れられる、そういったものを展開できたらというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今、本当にすばらしい答弁いただいたんですが、それを担うのが図書館なんです。柴田町が歴史にも今後、力を入れていきたいというのであれば、本当に大切になってくるのは図書館なんです。フットパスだって本当は図書館なんです。全ての情報発信が図書館なんです。困ったときも図書館だし、本当に何か知りたい、それからこれから何かをしたいというときにも図書館なんです。図書館を急いで整備しなければならないというのはわかり切っていることです。財政が厳しいので待ってもらおうというのであれば、きちんと計画を立てていつごろやりますということを出さなければならない。そのためには専門家である長年の経験を積んだ図書館長、将来の図書館長を招かないとだめだと思うんです。もう一度お聞きします。早く招聘すべきではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 図書館建設が住民の方々、それから議会の方々の雰囲気でもゴーサインが出る感触がつかめたときには専門家のご意見を聞かなければならないというふうに思っております。ただ、民間でそのままつくるという多賀城方式というものがございまして、そうしますと民間の会社からの提案ということも考えられますので、どちらのほうで進むかも含めまして最終的にはなんぼ必要な、図書館も必要、体育館は体育館で必要、そこはいろいろな面でスポーツを通じて学びの場に多分なるというふうに考えて要望があるというふうに思っております。ですから、図書館がすばらしい、体育館が劣っている、体育館がよくて図書館はと、そういうことは一切あり得ないと思います。町民からとって両方必要な施設でありますし、また給食センターは必ずこれは必要なもの。そこを実現するためには、最終的には資金計画ということになります。民間でということであれば、もし図書館を民間でという企業が申し出てくれるなら、今度は新たに土地を買わなければなりません。トッコン跡地で4億4,000万円も土地を取得しておりますので、その借金返済をしておりますが、一つのことだけで考えてもなかなか簡単に言ってもできないのが現実でございます。最後には予算です。そこを考えて、お互いに了解をし合わないとな一方的に必要だ、いや財政的に無理だ。これでは建つものも建たないというふうに思っております。まずは議会の皆さんのいろいろな答弁の中で、最初は図書館なんか要らないという雰囲気があったんですが、必要だということまで多分私はきているのだろうというふうに思います。ただ、資金計画を考えた場合、最初に体育館を建てるという方針を示して、全員であの土地を買ったわけですから、やっぱり体育館を優先せざるを得ないというふうに思っております。図書館は、あくまでも貯金をして基金をためて体育館のめどが立ったら即対応できる、そのときには図書館の館長として招聘するか、民間の会社に図書館を建ててもらってリースで払うか、それは今後の課題。それこそPFIを勉強しなさいというお話だったので、民間の会社の図書館建設というものを一つの方法として入ってくるのかなというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 残り10秒ですけれども。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 住民が納得できる図書館政策を進めていくことを提案いたします。提案ですから。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 資金を十分にためて、ちょっとおくれますけれども資金をためて、いろいろな要望に応える形で建てていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○15番（白内恵美子君） 終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、1番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番、平間幸弘です。

大綱1問、質問させていただきます。

**仙台市の町内会等との交流促進を。**

上川名地区ではこの秋、岩手県江刺市、山形県最上町などからの各地から視察を受け入れており、農村レストラン「縄文の幸」を会場に研修をしたり、地区内の名所などを案内しているところでございます。このことは、昨年度、地方創生先行型上乗せ交付金を活用し、竹林整備や各種案内板の設置を行うとともに、住民が元気な地区と視察する側からも評価されたものと判断できます。そのほかにも、地区資源を活用しながら他地区との交流を図っています。

さて、11月21日に農村レストラン「縄文の幸」で食事をしながら、上川名地区活性化推進組合と仙台駅東地区との交流会を行いました。今回の交流会では、地元産の朝どり野菜を中心とした料理を食べていただきながら、「このような野菜を、完成した駅東交流センターで販売できないか」との提案がありました。駅東地区では9,500世帯、約2万人が生活しており、隣接するテーマパークの来場客の利用も考えればさらに市場は広がります。今回の取り組みが成功すれば、上川名地区や本町の地場野菜の新鮮さやおいしさを広く知ってもらえるチャンスと捉え、質問いたします。

1) 市場規模を考えると、上川名地区あるいは直売所「プチみちの駅とみかみ」の組合員の生産量では到底賄い切れません。そこで、柴田町の野菜や米の生産者の連携が必要と考えますが、町としての協力は可能ですか。

2) この連携が推進されれば、町内の生産者の活力となり、仙台近郊の地区や生産者との交流以外にも、本町で開催されている各種イベントへの参加や来場が期待できると思いますが、どう考えますか。

3) インバウンドも大事ですが、町として近郊都市との交流を図ることを同時に推進してはいかがですか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、3点ございました。

1点目、仙台駅東地区との交流で上川名地区活性化推進組合が予定している野菜等の販売については、市場規模もあり町のPR効果も大きいなど、大変魅力的なものかと思われます。一方、販売が定期的なものか、イベント等の臨時的なものか、その頻度は、何がどれぐらい売れるのかなどなど、まだまだわからないことも多いかと思われます。生産者の連携も当然必要になってくると思いますが、その前に上川名地区活性化推進組合でこの交流事業に参加していただき、その状況、課題などをご報告いただければと思います。交流により商品の供給が追いつかない場合には、町内には地域で生産された農産物・加工品を地域の消費者へ供給し、地産地消を推進している柴田町地産地消推進協議会や柴田町女性地場産振興会、各地区の直売所もありますので、まずはお声がけいただきたいと思います。

町としては、必要に応じて関係する団体・組織との連絡調整や協力体制を整えるための支援を行ってまいります。

2点目、仙台駅東地区町内会との交流により連携が強化されれば、その地区以外の方々にも柴田町の活動をPRできるので、議員がおっしゃるとおり、イベントへの参加や来場者が期待できると思います。そのために、まずは来場された方に楽しんでいただき、その情報を発信していただく、また、リピーターとして参加してもらえようイベントをみずから企画・開催できるよう努力していただければと考えております。町は側面からバックアップしてまいります。

3点目、まずはインバウンドとは、我が国に外国人観光客に来ていただくことでございます。外国人を呼び込むためには、美しい自然やおいしい食事、心のこもったおもてなしといった受け入れ体制の整備や町の魅力を発信することが必要でございます。外国人には、日本人とは違った視点からの町のよさの発見や、海外に広くPRしていただくといったメリットがございます。近郊都市との交流も同様で、町の魅力を知っていただくことはインバウンドと変わりありません。インバウンドを推進し、外国人にとって一度は行ってみたい町として評価されることは、同時に国内近郊都市等の方々に対しても柴田町の魅力を知ってもらうことにもつながります。今後も両者を同時に行い、国内外からの集客力を高め、町をますます元気にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 午前中、町長のほうから前向きな答弁いただきました。側面支援していただけるということなんですけれども、その側面支援について、町のほうとしてどのようなことができるか。ちょっとお話しただいてよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 支援の内容についてなんですけれども、まず議員からのご質問で売るのが足りなくなったとかそういったものの供給体制ということですので、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、柴田町地産地消推進協議会、女性地場産振興会等がございますので、そちらの特に地産地消推進協議会については産直の代表者の集まりという形になっておりますので、そちらの体制の中で、例えばどういったものがどのぐらい足りないか、何回か上川名地区活性化推進組合のほうで交流をなさるとそういった方向性が見えてくると思いますので、そういった体制はその話し合いの中で整えられるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） 上川名地区活性化推進組合としても、これが本当にパイプができて定期的になるのか不定期的になるのか、ちょっとまだわからない。海のものとも山のものともつかないところが実際あります。例えば、実際、駅東交流センターで産直市、例えばトラック市のような形でやるとして、そのときに例えば農政課なり商工観光課のほうでパンフレットやら何かの特産物的なものと一緒に販売できたらと思うんですけれども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そういった交流の機会を使ってぜひ町の花のイベントなどのPR、あるいは特産品、町の観光のPRなどもあわせて、パンフレットを配布しながらお知らせできればと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番(平間幸弘君) ありがとうございます。例えば、一緒に農政課なり商工観光課の職員の方が一緒にご同行願えるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長(加藤克明君) 農政課長。

○農政課長(瀬戸 諭君) いつもという形では難しいかもしれませんが、私も今回の交流の企画に関しては非常に興味がありますので、例えば土日とかそういった形が中心になるかとは思いますが、ぜひよろしければ参加させていただきたいと思います。

○議長(加藤克明君) 再質問、ありますか。

○1番(平間幸弘君) これが成功して、先ほど言いましたように、多分野菜等々不足するかというふうに思うんです。前回質問させていただいたように、遊休農地などの活用も出てくるかというふうに思いますけれども、ただ、生産者のほうがどうしても高齢化しているということで、遊休農地の解消にはちょっとつながらないかなというふうに私も考えております。ただ、都会の方々との交流と考えた場合、我々が行ってそうやって柴田町、それから上川名地区の野菜等をPR、そして買っていただいて味も知ってもらおうというふうになります。逆に仙台から柴田町のほうに来てもらう。もちろん、最初は上川名かもしれませんが。そこから始まってということになるんですけれども、例えば遊休農地ということであれば、多分貸し農園ではないですけれども、例えばイベント的な形で植えつけの時期に仙台市の親子で何組か招待させていただいて、管理のほうは上川名なりその土地の方が年間通して行っていただいて、収穫のときにまた招待というか、参加費幾らかとってするというふうな形も一つは考えられるのかというふうに思います。

そういったときに、例えばフリーで来ていただいたときなど、便利な交通手段として仙台から電車で1コインで30分かからずに来られるということなんですが、駅に仙台市のダテバイクではないですけれどもレンタサイクル、サイクルシェア、こういった形でレンタル自転車、サイクル、レンタサイクルです。置いてあれば気軽に上川名地区、平面であれば成田ぐらいまでは行けるのかというふうに思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(斎藤英泰君) レンタサイクルという考え方かと思うんですけれども、行動範囲が広がるという意味ではレンタサイクルという考えも一つ検討材料なのかと思っております。

○議長(加藤克明君) 再質問、ありますか。

○1番(平間幸弘君) 実は、駅東地区の方々が縄文の幸の会場に張ってあった里山ハイキング、こちらに大変興味を示されたというのがあります。里山ハイキングなんですけれども、どうし



でも駅から歩いて来られますと3時間、4時間のコースになってしまいます。縄文の幸までもしくはプチみちの駅とみかみまでということで、そこまで自転車で来られて、そこから歩き出すというふうにすると、もう少し足にも負担にならずに、気軽に里山を歩くことができるのではないかというふうに思って提案させていただきました。

レンタサイクルであれば、今駅の駐輪場に管理していただいている方がいらっしゃいます。この方々にちょっとお願いして、鍵の受け渡し、それから料金の受け渡し等できるのではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 管理面も含めまして、その辺どういった形でやっていくか考えていかなければならないかと思うんですけれども、まずはこれからの交流の中でそういった柴田町で今フットパスという事業が動いていますので、歩いて富沢まで行ってもらえるような工夫をしてもらって、それでも自転車、そういった貸し自転車みたいなものがあつたほうがいいというような要望、そういったものが出ればそういったレンタサイクルの検討というものも考えられるのかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） 課長のほうから要望があればそれも検討することなんですけれども、要望を待つ、出なかったらできないというのはちょっとおかしな感じはするんです。自転車、レンタサイクルを設置して、どうぞこういった柴田町にレンタサイクル、例えば槻木駅、船岡駅両方使えるじゃないですか。レンタサイクルとかできるのであれば、グリーンツーリズムの一つにもなりますし、里山ハイキング、それからさっき言いましたフットパス、これは小道を歩くということなので若干カテゴリーは変わりますけれども、もう少し簡易的な形で足に負担かけずに名所旧跡等回れるような感じはするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 繰り返しになりますけれども、行動範囲が歩く場合よりも広がりますので、それも一つのレンタサイクルというのも一つのいい考えであることには間違いなと思います。ですから、そういった需要、くどいようなんですけれども、そういったことでぜひこれからの交流の中で、特に仙台の方が電車で来て槻木駅におりました。そのときにこういった貸し自転車みたいなものが欲しいというような要望が出れば、そういったどこで管理していくかも含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） ぜひ、よろしくお願ひしますというレンタサイクルに関しては要望があればということなんですけれども、実は要望というわけではないですけれども、春、桜まつりの時期だったと思います。ちょうど白幡橋に3台同じ自転車で若い女の子なんですけれども、橋の歩道の上に3台同じ自転車、年ごろも近い高校生かな、20代ぐらいの女の子たちが白石川のほうの夕景を写真に撮っていたんです。オレンジ色の自転車で3台同じなので、もしかしたらレンタサイクルかというふうには思ったんですけれども、近隣でそのようなレンタサイクル事業を行っている自治体等、ご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今レンタサイクル、近隣でやっているところといいますと角田市とか白石市などもやっているようです。あと、名取市などもそういったレンタサイクルというものをやっているようなんですけれども、いずれ管理主体、たまたま角田市のほうですと角田市の観光物産協会が駅中に事務所がありまして、そういった貸し自転車、そういったものもやれる。白石市につきましても白石駅内に観光案内の案内所、観光協会の案内所がありますので、そういったことであわせてレンタサイクルをやっているというような状況になっております。

あと、名取市のほうでもそういったような形でコミュニティプラザの中にそういった貸し出し自転車をやっているんですけれども、それについても観光協会といいますかそういったところが母体となって管理団体となってやっているような状況になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） レンタサイクルの、そうやって少し検討をお願いしますというところで。お願いしたいと思います。

それで、先ほどちょっと戻るんですけれども、アグリツーリズム的な考えから言えば、そういった貸し農園ではなく場所だけちょっと体験農園みたいな形でさせていただく。そういった場合に、町のほうで若干なり種代、苗代等の補助などもあればもう少しまいこと回せるのかというふうに思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今現実的に上川名地区の活性化推進組合のほうでは野菜の収穫を含めて、体験学習を先駆けてやっていらっしゃるような話を聞いております。今お話、ご提案ありました苗代とかの提供とか、そういったところへの支援についてなんです、これから考えていかなければならないこととは思うんですが、町としてもこれからグリーンツーリズムを進

めていく中で太陽の村を宿泊先にして、全町というのはちょっと大げさかもしれませんが、町内の各農家、各地区地区にあるいろいろなところで農業体験ができるようなシステムを構築していこうかと思っています。そのシステムの中身というか提供というのは有償という形で考えておりますので、そういったものに関しては町でというのを最初よりも有償とかを考えていただいて、その中で対応していただくということで、とりあえずお考えいただければと思うんですけども。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） ある程度、任意団体といえども上川名地区活性化推進組合が収入収益等々を考えながらやっていくというのは正しい方法かというふうに思っております。一つ、仙台市、インバウンドも大事ですがというふうな形で質問させていただいておりますけれども、きのうの佐々木守議員の話の中では、柴田町に来る人がみんなインバウンドで、出ていく人はアウトバウンドだというふうな考え方であれば、仙台市という100万都市の市場を考えた場合、今回駅東地区との交流を進めていこうかと思っております。また、ほかにも今度は駅中心部であるとか農家にちょっと遠いような場所と交流を進めていければというふうに思います。にしても、我々がそうやって野菜を持っていくだけではどうしても一過性のものというか野菜だけではということなので、先ほど商工観光課長の答弁にありましたように、PRも兼ねた形で柴田町も逆に宣伝していかなければならないというふうに思っております。それにつけて、一刻も早く柴田町の特産となるようなものの開発を目指していただければというふうに思うんですけども、柴田町の特産物、今のところ下名生のユズみそ等を試作段階だと伺いましたけれども、その辺は今どのような進みぐあいなのでしょう。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 下名生地区の関係で言いますと、昨年の地方創生の事業でクルミみそ、あとはユズみそも取り組んでおりますが、あれは季節的なものがちょっと材料とかの手配でとりあえず試作品ではないんですが、販売はしたんですけども、どのくらい売れるか。それこそリサーチを兼ねていたということもございます。今後ことしの桜まつりでは全てそれぞれ100個ぐらいずつ用意したということだったんですが、完売したということなので、今後は戦略的に販売していくということも考えていけると思います。あわせて、ユズのほうもこの間の柚子フェアで昨年までは試作品という形だったんですけども、ユズの七味とかあとはユズの今まではユズパウダーぐらいだったんですが、ユズのグラッセ、ユズを皮ごと煮たもの、グラッセとか、あとはそういったものを柚子フェアのときに提供して、それぞれ100個ずつ提供

したんですけれども、それもほぼ一部を除いて完売という形で、ただ今回残念ながらアイスクリームまではちょっと手が回らなかったというふうなお話だったので、そういったところも季節季節でやってくるのかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） もう一つ、商工会女性部のほうで何か開発されていましてよね。その辺の進行ぐあいはいかがなんでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ピーマンみそと申しますか、今開発していたんですけれども、それとユズを使ったパウダーにしたものです。それを調味料として3点セットで、ともかくつくって販売するというので今進めているんですけれども、数が量産できないというふうなしながらみもちょっとありまして、とりあえず限定なんですけれども、単価が結構高いものですから、町内で販売するというよりもどちらかといえば仙台とか東京のほうで販売できるような方向で今販売先、考えているようです。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○1番（平間幸弘君） なおさらそれであれば仙台で販売しようと思っておりますので、早目の開発等々お願いしたいというふうに思っております。上川名地区、それから仙台駅東地区との交流、これからも多分推進組合のほう、進めてまいるというふうなことだったので、なお一層町として後方支援、バックアップをお願いして私からの質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（加藤克明君） これにて、1番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。

大綱1問、質問いたします。

**介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の進捗状況と地域包括支援センターの現状について。**

介護保険の改正により、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。町が中心となり、住民の参画を得て、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させるとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。現在、要支援1・2の人で身体介護サービスを利用しているのは1割程度で、9割は調理や買い物、掃除などの生活支援を利

用しています。

昨年、一般質問で同僚議員が新総合事業の課題について質問いたしました。これに対する答弁は、「要支援認定者で訪問入浴などの専門的な介護サービスについては、これまでと同様、介護サービス給付を受けることができる。既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要なケースや、多様なサービスの利用が難しいケースなどについても、これまで同様のサービスを受けることができる。また、介護認定の調査ありきで事務を進める」というものでした。地域包括支援センターの職員にお聞きしたときも、今までどおりのサービスを受けることができると伺い、要支援1・2の認定を受けている利用者も安心して4月からの新総合事業に移行できるのではないかと思います。

ただし、訪問介護と通所介護は地域支援事業という介護保険の枠を使い、新しい新総合事業に組み入れます。既存の介護事業所も、みなし指定により総合事業を実施できる事業所とみなされます。これに加えて、多様な担い手が参画できるように住民主体の訪問型サービス、住民主体の通所型サービスをつくるのが地域支援事業です。この住民主体による多彩なサービスを新たに導入することになります。受け皿もなく、未知の世界という言葉を出されていましたが、4月からの取り組みができるのでしょうか。

また、新総合事業の移行に伴い地域包括支援センターの事業もふえることから、情報の共有、仕事の効率化を踏まえた見直しも必要と思います。

そこで伺います。

1) 要支援1・2の認定者の介護サービスは、新事業に移行しても同様なサービスを受けることができますか。

2) 生活支援コーディネーターは何人いますか。また、コーディネーターの仕事の内容は。

3) 住民主体の多彩なサービスの進捗状況は。

4) 地域包括支援センターが新総合事業に向け取り組んでいる事業は。

5) 地域包括支援センター事業所の見直しも必要と思いますが、町の考えは。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員の介護予防・日常生活支援総合事業関連で5点ほどございました。

1点目、現在要支援1・2の方への介護予防サービスである訪問介護と通所介護または訪問

入浴介護などは、保険給付として実施しております。平成29年度から、介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護の2つのサービスは、地域支援事業の新総合事業に移行します。介護予防訪問入浴や住宅改修などの介護予防サービスは、保険給付のまま継続します。

確かに、平成29年度からは訪問介護と通所介護サービスは、新総合事業に移行しますが、サービス基準や利用者負担額はこれまでと同じように利用できるよう進めているところであり、変更はございません。

2点目、生活支援コーディネーターの関係ですが、現在4人を委嘱しております。仕事の内容についてですが、地域におけるダンベルサークルなどの介護予防事業、高齢者の見守りや引きこもり対策の生活支援サービスなど、住民主体の多彩なサービスの実施に向け、地域資源の情報収集や開発、またはサービス提供のための組織や人材育成を行うとともに、地域ネットワークの構築が主な仕事となっております。また、県主催の生活支援コーディネーター基礎研修や先進地視察などに参加していただいております。

3点目、介護事業者が提供しておりました介護サービスについては、これまで同様に継続して提供されますが、介護保険制度の法のすき間で高齢者が生活上困っていることなどがございます。高齢者が生活で困っていることや支援を必要とすることを、生活支援コーディネーターが地域にある資源の情報収集を行い、組織や人材育成を行いながら事業化できるものから順次導入したいと考えております。

4点目、これまで地域包括支援センターでは、一般高齢者の介護予防事業として地域介護予防活動支援事業の玄米ダンベルサークルやノルディックウォーキングサークルの支援、介護予防普及啓発事業の介護予防出前講座や介護予防推進大会に取り組んでおります。これらの介護予防事業については、引き続き新総合事業でも一般介護予防事業として65歳以上の高齢者を対象に継続して実施してまいります。

また、介護認定の恐れのある特定高齢者の介護予防事業は、町や地域包括支援センターでチェックリストにより早期に把握し、介護予防ケアマネジメントを通して介護予防プログラムを実施しておりました。新総合事業に移行してからは、地域包括支援センターが介護認定のおそれのある高齢者の方々の中から、本人の希望によりチェックリストを実施し、該当者を町が地域支援事業の事業対象者と認定します。

続いて、地域包括支援センターは、事業対象者が新総合支援事業の通所介護などのサービスを受けながら、地域における自立した日常生活を送るため介護予防ケアマネジメントを行い支援してまいります。

5点目、町内の2つの地域包括支援センターのうち、昨年度、船岡駅前に柴田町地域包括支援センターの機能の一部を移設し、船迫と船岡駅前の2カ所で運営してまいりました。新年度から地域支援事業の業務が多くなるので、効率的な運営に資するため船岡駅前の1カ所に統合して運営することにしております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 新総合事業というのは、私のはっきり言ってどんな流れになるかわからない。以前にも同僚議員が一般質問でやりました。それは今回はそのときは課題ということで、実際、平成29年4月から本当にどんなふうになるんだろう。町は基本的に社会福祉協議会と包括支援センターでいろいろなことをやっています。それも踏まえた中で、私もわからないのでもしかすると聞く一方になるかと思いますが、再質問させていただきたいと思います。

まずは新総合事業の概要ということで尋ねたいと思います。従来の要支援者がいました。新総合事業に移った場合、その中で要支援者がまず間違いなく要支援者が出ます。そこで、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施して、この方は介護予防給付が必要プラス総合事業に移れるという形だと思っている。もう1例は、従来の要支援者が介護予防給付を受けることなく総合事業に行くパターンも、その後にはもちろん介護予防ケアマネジメントの実施をしますけれども、こういう形で概要の中に書いてあります。例えば、柴田町の場合、従来の介護予防給付を受けていた要支援者が今のように介護予防給付を受けずに総合事業だけに移るといった人たちは考えられるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回の地域支援事業の導入に当たりまして、その辺がちょっと難しいところなのでちょっと時間がかかるかもしれませんが、簡単にできるだけ説明させていただきます。

まず、新規のというふうな形と既存のということで分けていただければと思います。既存の支援認定者については、ご家族や本人の希望に基づいて、まず現在の介護保険給付サービスを継続したほうがいいのか、要は通所と訪問以外のサービスを受けている方で保険給付を受けている方については、そのまま要介護認定を継続して申請をいただいたほうがいいのかと思います。要支援認定者の中で、訪問と通所、今回地域支援事業に移行になりますその事業だけ、または要支援認定者、現在300名ぐらいいるんですが、認定だけ受けてサービスを使っていない方については、改めて認定を受ける必要性がないという形になりますので、そこを包括支援

センターが今後どのような介護保険のほうの保険給付以外のサービスを利用したいかによってチェックリストだけで、では改めて申請は要りませんということで地域支援事業に移行しました訪問介護のサービス、それから通所のサービスを、それから一般の先ほど出ましたダンベルサークルやそういったものを利用したいだけだというものの方にはチェックリストのみで、先ほど説明したように事業対象者という形の認定だけを受けるという形になります。ですから、その人の状態によって介護認定のほうに行くか、またはチェックリストに行くかは既存の認定を持っている方については分かれるという扱いになります。

同じように、新規に今度相談に来る方、介護認定になるのか要支援認定になるのか、またはチェックリストの事業対象者となって地域支援事業の対象となるかは、ご相談になった現在の高齢者の方の状態を見てそこで包括のほうが判断する。ご家族のほうが希望するサービスがチェックリスト事業対象者までの分であればチェックリストだけで行っていきますし、それ以上のサービスが、例えば住宅改修が必要だとか福祉用具が必要だというふうな判断がされるのであれば、要介護認定を受けて支援認定を受けていただいたほうがよろしいですねという形になります。そのように、その人の状態でどちらのサービスが受けたいのかという基本的な要望に合わせた形で要介護認定に行くか、またはチェックリストの事業対象者になるかというふうな形で分けていくという形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 結構複雑ですね。正直な話、ここがとてもわかりづらい。ここで民生委員の方と何度かお話したんだけど、「昨年総合事業に移るにつれて説明を受けた。正直全くわからない。桜場さん、ちょっと教えてください」と言われたんです。私も全くわかりませんでした。ここで恐らく同僚議員でもなかなかわからないので、改めて聞きます。

従来の要支援者で今300名、ただし介護予防給付を使っていない方たちが何名かいた。その方たちがこれからもしかすると介護予防給付を受けない総合事業に移る可能性がある。例えば、何人ぐらいこの予防給付を受けていない方たちは今までいたんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、要支援認定を受けている方が大体今300人ぐらいということになります。そのうち、介護保険のほうの給付サービスを利用していた方が約100人ぐらい、大体200人ぐらいの方が介護サービスについては受けていない方になります。ですから、思ったよりも認定だけとっておいてという形で、それで実際に必要になった場合に、先ほど必要になった場合というのは通常使わなくてもいいパターンがあるんです。要するに福祉用具、それ



から住宅改修というのは必要になってからというふうなもの。あとそれから要支援なのでほとんどが自立なり見守りとかなんです。そのために施設の利用とか特定のリハビリテーションを利用するまでに至っていないという形のものなので、とりあえず何か家族の者が介護サービスを受けたというふうになった場合に、認定を受けていないとすぐ受けられないので認定だけ受けておく。ですから、単独の高齢者世帯では利用しています。ほとんど認定を受けて介護サービスを利用しているんですが、同居している家庭、高齢者が息子さんたちとかと同居していると、家族の方が見守りできるので特にそういった専門的なサービスを要しないんですというふうなことがありますので、そういった形で利用者が少ないというふうな形になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） そうすると、新事業に移った場合、今まで……。

○議長（加藤克明君） 補足ですか。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 済みません、今、逆を言ってしまいました。要支援認定300人ぐらいのうち、予防サービスを利用しているのは200人です。200人と100人、ちょっと逆に答えてしまいました。

改めまして、再度申し上げます。要支援認定者が331人、それで介護予防サービスの現在利用者が214人でありまして、大体120人ぐらいが今まだ介護支援のサービスを利用していない方ということで、逆の数字になっていました。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 介護予防給付を利用していない要支援の方、総合事業に移るに当たって恐らく包括の方たちは恐らくそこに訪問して今後の利用の仕方を恐らく相談しますよね。その段階で、全然今まで介護予防給付を使っていなかった方が、今度の包括の職員の方によって総合事業のほうのその他の生活支援のサービスこんなことありますよ。あとは例えば一般介護予防事業、これは恐らくそんなにお金がかからなくていいと思うんですけども、そういったその他の生活支援サービスなども恐らくこんなことも使えるから利用したらいいのではないかと。もしかすると使っていない120名ぐらい、その方はもしかするとその他の生活支援サービスを今度はもしかすると受けますという方も出てくる可能性はあるんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在、介護予防サービスを受けていない方でも、改めて更新になったら、更新が1年更新ぐらいでやっておりますので、介護サービスを受けたいという方は出てくるかと思えます。ですから、1年の経過で全然変わらない方とか二、三年後に少しずつ悪く

なってきたりというふうなことがありますので、その時期はまちまちだと思います。ですから、そのときに本人と家族の要望によっては、今利用していなくても支援認定で継続して認定をしていくという形になろうかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） さっきの町長の答弁を聞くと、特定高齢者に関しては包括のほうで新たな基本チェックリストで判断をして、もしかするとそういう方たちが介護予防給付になるのかもしれないし、要支援1・2の認定をもらわずに一般介護予防事業という形に恐らく移ると思うんですけども、どうなのでしょう。この辺も先ほど答弁もらって、今までちょっと特定高齢者を判断するには中学校区単位で恐らくチェックリストのチェックはしたんです。その中で恐らく出てくると思うんです。これからは申告制じゃないと家族もしくは本人が来て、役場ではなく恐らく包括に行くような形だと思うんですけども、恐らく包括の方たちが判断をして要支援の認定を受けるか、もしかすると基本チェックリストで済ませるかという形なんですよね。ここでうんと思ったのは、どうなのでしょう。とにかく本人が行かないことには、要するにあれですね。今まで言っていた特定高齢者の言葉もなくなるんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議員の言ったとおり、特定高齢者という言葉がなくなりまして、基本的にはそこに該当するのが地域支援事業の事業対象者という言葉になり、大体特定高齢者と同じようなサービスが受けられるという形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 改めて確認します。要支援1・2の方は基本的にはケアマネジメントを受けて予防介護給付と総合事業、要するに総合事業の中には当然一般介護予防事業も入っている、よろしいですね。もしくは、介護予防を使わない介護予防生活支援サービス事業者は基本的には総合事業と一般介護予防事業を受けることができる。あと、そのほかの方、要するに65歳以上の一般の高齢者など、などというのは恐らく特定疾病とかある第2次の方だと思うんですけども、その方たちに関してだけは……、違います、第2次は違います。それはすぐ認定なのでそれは違います、間違いました。一般高齢者の方、65歳以上の方たちは認定を受けない方たちは全てあとは一般介護予防事業というものを受けられるという形でよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） そのとおりになります。今まで認定を受けていた方は介護予防サービスの3段階のうち、全て保険給付特定事業対象者、それから一般介護予防の全てのものが受

けられます。それから特定といわれていた事業対象者については事業対象事業と一般介護予防、それから65歳以上の方については一般介護予防事業という形になります。これまでは特定高齢者の場合には特定高齢者の事業しか受けられなかった。それから要支援の認定者の方は保険給付の分しか受けられなかったんです。一般介護の方は一般、ところが要支援の方、それについては全て一般から、要するにダンベルサークルに行ってもいい、通所もやってもいい、保険給付もやってもいいという、全て受けられるように幅広く対象が変わったということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 聞き忘れていました。基本チェックリストは、今は25項目ということですので。恐らく新事業になっても25項目でいいのかわかりませんが、そのチェックリストを受けて介護予防生活支援サービス事業対象者になるには、例えば25項目のうち何ポイントが対象だとこちらの対象者になるんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 基本的には何かひっかかれば、25項目のうち1つでもひっかかれば事業対象者という扱いになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） まず、概要はわかりました。今度あれですね。基本的に総合事業のほうの訪問型・通所型のサービスについてお伺いをしたいと思います。

訪問型サービスのサービスの類型、サービスの種類です。それをちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 申しわけございません。ちょっと質問の意図がわからないので申しわけないんですが、サービスの類型、訪問の類型ということ。訪問の類型という意味がちょっとわからないので。（「訪問の類型……」の声あり）

○議長（加藤克明君） ちょっと桜場君やりとりしないで。はい、じゃあ桜場君。

○2番（桜場克明君） 例えば、サービスの種類には現行訪問相当の訪問介護とかありますよね。次に多様なサービスの訪問型とあるじゃないですか。その種類をちょっとどういったものがあるのか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、地域支援事業に移行します訪問型の事業、これは今までのヘルパーが家庭に行って生活支援サービス、それから身体的なサービスを行うものになります。

それから地域支援事業でもう一つ移行しておりますデイサービス、通所介護と言われるデイサービスについて、これが地域支援事業に移行したという形のものになりますので、そのほかの地域支援事業サービスということについては、現在平成29年度から実施するものについてはまだありません。29年度から新しくそれ以外に地域支援事業の中でサービスをするというものについては、多様なサービスの部分の新しいサービスという部分については、今のところまだ着手できない状態でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 例えば、訪問型のサービスで今課長が答弁なされたように従来の介護訪問、そして多様なサービスで訪問型サービスA、訪問型サービスB、訪問型サービスC、訪問型サービスDという形があるんですね。同じく通所型もあるんですけども、多様なサービスの中には通所型サービスA、通所型サービスB、通所型サービスCというのがあるんです。でも、柴田町はそれに関しては、例えば訪問型サービスB、もしくは通所型サービスBは今のところはまず一切行わないということですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在のところは、これまでやっていた介護予防サービスの保険給付のサービスを同じ内容で地域支援事業サービスに移行するという形で、新しく考えます訪問型の訪問サービス、それから通所サービスについては29年度からすぐ実施することは今のところはまだありません。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） すぐにはできない。でも、やはり基本的にはこれは恐らく住民主体によるボランティアが主体となる事業形態になるんですね。これはもしかすると町の補助金でやるような形になると思うんですけども、総合型の国の目的もここも多少入れないといけないと思うんですけども、およそ例えばこれから4月にはこれはやらないということなんですけれども、31年になるとまた介護1・2の関係でいろいろまた変わってくるはずなんですけれども、その辺を考えてしまうと29年4月にはできなくても、おいおい取り組んでいかなければならない事業だと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） もちろん、そのとおり考えております。まず、29年4月から先ほど言ったサービスは継続してやりますが、今後生活援助サービスと言われる部分、身体的介助のほうはヘルパーとか資格者が行わなければならないと考えますし、質の確保という面からして

もそこは切り離せないと思いますし、確保しなければならないと思います。ですが、生活援助サービスについては、資格者を使ってしまうと今後の労働人口の減少からすれば、介護を受けたい人の人口はどんどんふえていくのに労働力がないという形になりますので、資格職でなくてもサービスの提供ができるというレベルで考えていかなければならないと考えています。そのために、生活援助サービスというふうなものについては、現在保険外で事業所が提供しているサービスなども含めまして今後検討していきたいというふうに考えております。

具体的なものという形では、高齢者の自宅の管理に関する部分というのが大きいのかと思います。衛生状態の確保という観点からすれば、ごみの分類、ごみ出し、それから庭等の清掃管理、この辺は豪雪地帯ではありませんので雪かきというのはなかなか対象外になるかと思いますが、そういったものを含めまして生活支援の手続とか役場に来たり銀行に行ったりということもありますし、考えればいろいろなものが高齢者のサービス対象となり得るのかということで、この考えているサービスを事業化できるものからしていく。逐次していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） B型は住民の力をかりてやることも大切だし、A型だけに頼ってしまうとこれはA型は基本的にはあれですね、事業者ということなのでお金はかかる。助け合いではない。ただし、B型はこれはかなり難しいことはわかっているんです。これは助け合い活動ですが、個々のサービスには基本的にはお金が出ない。補助金で例えば団体に支援をするということになります、煩雑な事務手続も恐らく出てくると思うんです。実際B型で、もし例えばどこかの地域の方たちがそういったB型の支援をやったときには、そういった煩雑な事務というのは発生するものなのですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今そういったところについていろいろ検討しなければならない大きな一つの壁なのかと考えているところです。まず、一番簡単にやっておられるのが、多分、今行政区でやっている高齢者の見守り活動とかそういったものも一つのサービスの中に入るものなんです、例えばそれを今回の地域支援事業の中に事業化した場合に、各行政区が地域支援事業のかかるお金の請求をしたりするのではなかなか大変なんだと思います。町のほうもそのやり方については補助金制度や、または事業所に委託という形の2種類を考えているわけですが、各行政区が皆やって40行政区が皆申請、補助金申請という形はなかなかいろいろな面で大変だと思います。そういったところを簡素化するとともに、もちろん一番大変なのは価

格を決めるということではあるんですけども、そういった事務が煩雑化しないようにできれば大きなところにある程度の形で委託をして、委託のほうの手続の中で各行政区のほうが事業にかかった経費、または補助金に相当する額がもらえるという形になればいいのかなという形で今検討しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 今課長がおっしゃった、どこかに委託という話だったんですけども、考えられるのは社会福祉協議会の中の恐らく包括支援センターだと思うんですけども、その辺は包括と考えてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 包括ということではなく社会福祉協議会というふうな形になろうかと思いますが、ちょっとそれについては事務量もふえますので、社会福祉協議会と十分な検討をした上で進めたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 例えば町のほうが社会福祉協議会に委託をするようになった場合、その取りまとめをするのが生活支援コーディネーターですよ。基本的に住民の団体が、何か我々ができる通所でも訪問でもとにかく多様なサービスができるのではないかと。でも、立ち上げたいんだけどどこに相談していいかわからない。そして、やり方もわからない。そういうことをうまく体制づくりをつくっていくのが地域コーディネーターの仕事ではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議員のおっしゃるとおりです。生活支援コーディネーターという形の方に活躍していただき、地域資源の情報収集から発掘、それから事業の推進、それから情報ネットワークの構築といったものをやっていただくという形のものになるかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 先ほど課長のほうから今社会福祉協議会、地域包括支援センターでやっているそういった事業のほかに、どうしてもそういった介護でもすき間というか、先ほど課長おっしゃった確かに今一番大変なのは、包括の職員が言っていましたけれども、高齢者になってごみの分別ができなくて困っている。その辺だともしかするとサービスB型が使える。もしくは買い物ができない方たちもいると話聞いているんです。その辺もしっかりとこれからB型取り組む上では情報収集を行った上で取り組んでほしいと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 買い物につきましては、買い物難民というふうな言葉も今あるように、なかなか難しい問題が出てきます。普通は高齢者の場合に引率して、引率という言い方はおかしいですが、一緒に行って買い物をしてというふうな形でいいんですが、それをサービスという形で提供するにはルールが必要になりますし、もし何かあった場合という形も考えなければなりません。ですから、制度として動かすにはなかなか基準を決めて、またそのサービス単価を決めて事業所が赤字にならないとか、また地域でやれる金額といったものを想定していかなければならないので、すぐこれが必要だからといって買い物支援のサービス、それからごみ出しの協力というものを導入するというのができないので、そういったところをコーディネーター、それから地域の方々等含めて協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 包括に行ったときに全くわからなかったので、本町が来年4月から新しい新総合事業で、何か新しいサービス対応されるので取り組むものがあるのかと思ってお聞きしたら、「今のところは何も考えていないようですよ。従来やり方でやります」とお話を聞いたんです。たまたま社会福祉協議会の総会資料があったのでずっと見てみたら、改めて言うのも何でしょうけれども、結構たくさんのことをやっていたんです。持ち時間も少しあるので、よろしいですか、改めて。議長。

○議長（加藤克明君） それは個人的な判断でやってください。

○2番（桜場政行君） 私のほうからちょっと。抜けている事業もあるとは思いますが、私がもしかすると介護予防の関係の仕事かなというのを改めてちょっと紹介します。

社会福祉事業として、まずはふれあいネットワーク互助事業というのが1つ目にある。2つ目に各行政区、今は39行政区で行っているいきいきの日促進事業というのがある。それから3つ目にひとり暮らし高齢者の集い。これは75歳以上の方が対象になります。4番目にまたひとり暮らし高齢者の集いということで、一足早いクリスマスコンサート。これは70歳以上から74歳までのひとり暮らしの高齢者ということで、ことしからはふれあい交流会。3番目の高齢者の集いがふれあい交流会というのと、あと一足早いクリスマスコンサート。75歳以上の方に関してはどちらを選択してもいいということになっていました。それから5つ目には地域交流事業カフェテラスつどいというものを行っています。これは地域の社会資源開発と社会的に支援を必要とする人との交流を目的として月1回の地域交流サロンを開催している。ちなみに、毎月第3月曜日だそうです。それから6つ目に、これは今年度から始めた共生型交流サロン（居場

所づくり) というのもことしから始めております。7つ目に移動カフェひまわり。これは社会福祉協議会が地域に出向き地域住民のニーズや情報を収集し、生活課題を整理共有化し、社会資源を活用しながら誰もが参加できる地域をつくることを目的にします。これも65歳以上というわけではなく、65歳以下の方も恐らく参加可能だと思います。それから8つ目にはボランティア養成講座ということで、ことしに関しては団塊の世代対象にシニアボランティア養成の講座の開催などを行っております。それからこれは町委託事業になります。として、当然皆さんご存じのように自立者支援通所事業「春風」がやっています。それから10個目には特定高齢者介護予防事業。先ほど言っていたものです。それから11個目には柴田町高齢者サークル活動支援事業を行っていて、これは皆さんわかるように高齢者が趣味や社会活動サークルを通して高齢者同士の仲間づくりや生きがいづくりを促進するとともに、閉じこもりを防止しているというものです。

それからこれも町委託で、これからは地域包括支援センター事業ということで、これは介護予防事業としてしています。これが12個目です。これは高齢者介護予防普及啓発事業というものがございませう。具体的に言うと、ダンベル体操やノルディックウォーク、認知機能低下予防、介護予防などの、これは主に出前講座という形になっています。13個目に地域介護予防活動支援事業。これは介護予防普及サポーターの支援、介護予防活動サークル支援、高齢者のランチを楽しむ会の支援などを行っております。14番目に普及啓発事業。先ほど町長の答弁ございましたように、介護予防推進大会、また出前講座は何と46回、それからダンベル体操のフォローアップ講座などを行っております。15個目に任意事業として介護家族支援事業。これも新事業にとってはやらなければならないことということで、柴田町の場合も前もってやっている。これは介護家族のよつ葉会・ふたば会の支援、介護家族のしゃべりの場、これは毎月行っています。あと、駅前しゃべり場、これも毎月開催しています。それからこの間包括に行ったときに、ことしから始めたということで閉じこもりの高齢者を募って歌や食事を楽しんでいる。そこには介護認定1の方とか要支援の方がいたんですけども、介護サービスを使わない。そこにいた要介護の女性の方は品がよくお家柄もよさそうで、そういう利用を嫌だということで、でもどうしても閉じこもりということで、そういった人たちを集めた会を始めたということで、もちろんあとは柴田町ボランティア、議員は皆さん会員ですけどもNPO活動連絡会、これは24団体の人たちが団体でいろいろなところで活躍をしている。

これを改めて見たときに、柴田町は完全にもうやっているなどちょっと安心したんです。実際、ほかの隣接市町村の議員が柴田町の包括のほうに、柴田町はそういったものすごく進ん



でいる、先進的な地だということでは何人かの議員が資料とかお話を聞きに来て、うちはこんなに進んでいないし、こんなにやれたら最高だというお話を聞きました。それを考えてしまうと、柴田町は4月から始まらなくてもいいのかなと思ったんですけども、先ほど言ったごみの分別とか買い物難民のほうはやっていただきたいという気持ちがある。今、恐らく課長はこの辺の事業は恐らく把握していると思いますけれども、何か足りなかったものとか、もしくはこの事業を聞いて改めて何かご意見があればいただきたい。

○議長（加藤克明君） 福祉課長、どうぞ。

○福祉課長（平間清志君） 今挙げた社協を主体にやっている事業、それから地域でやっている事業を含めまして介護予防事業については、本町においては他市町村よりは十分事業的にはやっているものと自負しております。そのことが高齢者の介護のほうの認定の数字にあらわれている。全国平均的には十七、八%の認定率が、本町における65歳の認定が14.5%という形で、3%ぐらい低いわけです。そういった形では十分かどうかはまたいろいろ判断基準は別ですが、数字としてあらわれているという形になっているものと自負しているものと考えているところでございます。

事業の種類については、今申し上げた種類についてのほかにいろいろ考えられる事業はあるかと思えます。また、この事業の中から先ほど来説明しております地域支援事業に移行できるものについては移行していきたいというふうに考えているところで、社協の財源の確保というふうなところも含めますとそういったことを踏まえて、今後、地域支援事業に移行できるものを逐次制度設計しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） ありますか、再質問。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 社協的にはこんな事業をやっている。そして、広報社協だよりというのが年何回出しているのかご存じですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 申しわけございません。3カ月に1回か4カ月に1回だというふうな、ちょっと正確な数字が頭の中に入っておりませんでした。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 年5回発行しているそうです。僕が社協に行ったころには5回も出していなくて、周知が足りないだろうということで年5回になっているということですけども、社協のほうも社協だより、もしくはホームページでいろいろなことを町内の方にお知らせはしていますが、どうなんでしょう。この新総合事業なんですけれども、まだまだ質問はしている

ものの私もまだ全て把握したわけではございません。広報しばた、これでちょっと一、二回特集などを組んで町民がわかりやすく、そんなことは掲載できないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） これまで広報しばたを利用して認知症予防、それから介護保険の関係のをやっておりましたので、ぜひそういった形で特集を組みたいと考えているところでございますので、広報と担当のまちづくりと相談しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） 包括支援センターのほうにいきます。町長の答弁で3カ所だった包括を改めて2カ所にするという。ちょっと聞き逃したんですけれども、平成29年4月から2カ所にするということではよろしかったですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 先ほど町長が申し上げたように、柴田包括について現在2カ所、船迫の地域福祉センターと船岡駅前の元のJAの金融の跡地を借りまして、現在2カ所で運営しているところでございます。そのほかに、槻木地域包括支援センターという形で海老穴の第二常盤園のところにあるという形で、実質的には町内には2カ所の地域包括支援センター、相談窓口というふうな形で3カ所というふうな運営になっているところになります。

去年、1つの柴田町包括支援センターを船迫と船岡に分けて運営をしていたんですが、1年間継続してやってみたところ、人的にちょっと配置基準が難しい状況になっていました。それというのは、どうしてもこちらの今船岡に主体的に人数が多くなったので人的配置を多くしているんですが、船迫についても相談者がいたり電話相談という形のものがあるので、留守番等を置いていたんですが、包括の人数として現地に赴かないと仕事にならないというか対応できないことが多いわけなんです。そうすると、そここのところに人的に配置することによって現場に行くことがどうしてもおくれる、または行くのが後になってしまうという事例も多く出てきました。そのために、実際に事務所を2カ所にした段階で転送電話とかそういったことで一生懸命、留守番を置かなくてもいい状況とかいろいろ考えたんですが、やはり運営上難しくなってきたということで、実際の運営管理者のほうからご相談があった次第です。

それを受けて、実際にこのまま運営していた場合に、職員の身体的負担も多くなるということで、当番制で向こうでやるのかというふうなことを踏まえて検討したんですが、相談の内容についてどうしても船岡で、どこで受けても現地に行かなければならないのが包括支援センタ

一なんです。高齢者を直接見に行かなければならないということから、電話でその場で長々と相談することはなく、そういったことで訪問を中心にご相談申し上げるのであればどこに行っても同じだろうということで、1カ所で効率的にやりたい。

それから、新しく地域支援事業、先ほどから言っているのが今度新しく包括のほうの業務として多くなってくるので、そこでまた職員を分けて業務に当たるというのはかなり難しいことになるということで、来年の4月からになりますけれども、船岡駅前で1カ所でみんな集めて仕事をした上で効率的な運営にしたいということで、4月から1カ所で運営したいと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○2番（桜場政行君） それでいいと思います。実際、私も社協に行くとき船迫のほうの職員は意識的に見たのは2回だったんですけども、2回とも留守ですという看板があって、そのほかに例えば情報の共有とか会議の場合、船迫を5時に閉めて船岡のほうに移って会議で、その会議も包括大分あるらしくて、結構残業手当のアップとか本当に効率が悪かったということだったので、今回の4月から船岡の分を2つから1つにするのはすばらしい決断かなと思いました。

ただ、どうでしょう。総合事業になってこれからますますケアマネジメント関係の仕事もふえるということで、1つにまとまって仕事は効率化になるんですけども、どうしても恐らく課長は包括の仕事は恐らくかなりご存じだと思うんですけども、包括は言葉では何ですけども、ちょっと汚い仕事もちょっとやっているんです。しもの世話とかなんだかんだも全て。例えば夜中に救急車が、1人倒れて身内が誰もいない。民生委員が嫌だと言うと、恐らく課長のところにも連絡来ると思うんですけども、一番先に来るのは包括のほうの誰かに行って、結果的には課長のほうに連絡をして、夜中でも何でも救急車に乗って病院でサインをしないと入院手続きができないとか、仕事が本当に豊富にあるんです。そういうことを考えてしまうと、今のままの職員で果たして来年の4月から順調に稼働ができるのかどうか心配なんですけれども、職員の増員というのは考えられないものではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回、柴田包括の管理者と協議した中において、現在の3職種という形で配置している部分について看護師、それから社会福祉士が1名しかいないんです、現在。その体制ですと、今後の運営についてもかなり問題になってくるということで相談を受けております。それから地域支援事業においても、先ほど言った業務がふえてくるということで、どうしても人的増員という形で相談されました。

一つこれで、ちょっと話がそれるかもしれないんですが、実は包括支援センターに委託するについては、上限額というのがあります。これは地域支援事業や介護予防事業に余り金を使い過ぎてはいけないという国のキャップという形で、これまでは新しい日常生活総合支援事業着手前については3%という、給付額の3%を上限としてやりなさいという形でありました。それが現段階において着手前は3%ぎりぎりの状態なんです、うちの町は。普通は3職種で3人で委託でいいんですが、うちの町は充実してもらおうということでケアマネジャー、新ケアマネかまたはケアマネのほうを1人配置を多くしたり、または事務担当者という形で資格職ではないんですが事務員の補助もしております。そういったことで、枠はぎりぎりなんです、新しく事業を着手するとその3%の枠が4%まで広げていいと。ただ、その4%には先ほど来言っております訪問事業と通所事業の給付費も含めた形の4%という枠になりますので、人的に増減した場合においてその4%を超える恐れがあるということが出ました。それを当初予算の算定の中で細かく、何とか右左動かしながら算定した結果、何とか1名分ぐらいのものは賄えるのではないかとということで、新年度から1名増員という形で資格職の雇用ができるよう、今進めているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 4月から1人増員ということでちょっと安心しました。ただ、例えば今度は船岡のほうに3名プラス1名で4名の方が来る。今の包括の船岡の状況を見ると、結構レイアウトもきれいで打ち合わせの場所もある。あそこに4名ふえてしまうと、よくよく見ると包括2階もあるんです。すごい階段急なんだけど、聞いたときにはこの2階使っているのといったら、職員のたまの打ち合わせとか、それぞれの例えば介護予防サポーターとかダンベルサークルの連絡会とか、結構利用度高いそうなんです。もし、2階とかちゃんとエアコンとかその他をいろいろ直してくれたら、例えば今ちょっと下で物置になっている品物も上のほうに移せるし、ぜひ2階のほうも何とか町のほうで、もうちょっと効率よく使えるように、2階でいうならちょっとエアコンもない状況で、夏場とても暑いという話です。

それから階段は急なので高齢者当然使えないと思いますけれども、階段の手すりとかクロスが若干汚れています。恐らく今の柴田町の包括の仕事を見ているとほかの議員が先進地視察でいっぱい来ます、恐らく。そういうときにクロスとか壊れている、手すりが壊れているでは困るんですけれども、現状は承知していますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 恥ずかしながら、2階については去年柴田包括を2つに分けた時点

において、包括の業務対象外だろうと、使いたければ使っていてくださいぐらいのもので考えていたもので、そういった形で整備をしてはいないということで、現状汚い状態、それから冷暖房がない状態、それから使うにしても階段が急だしクロスが剥がれていたり手すりがないといったことについては、承知しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） そこを何とか設置及び修繕などというのは考えておられますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まだ平成29年度予算査定が入っておりませんので、積算という形の現段階で申し上げますと、一応あちらのほうに一つにするということで、まず今の1階の事務所の改装分というふうな形でエアコン、前の事業所が使っていたものを継続して使っておりますので、それについては新しいものに交換したいというふうに考えております。それから2階のほうについては、現状机とか椅子、古いままありますので、それを利用していただくという形で話をしておりましたが、そのほかの暖房については持ち運びでということでエアコンダンプを配管してというふうな形の固定式ではなく、ストーブ、ファンヒーターの類いのものについて利用していただくという形で話をしております。ちょっと、夏についてはトタンの反射熱がすごい高いので冷房を入れたとしてもかなりの効率が悪い建物なので、夏の利用については控えたほうがいいのではないかとということで話はしておりますが、今後の利用形態を含めましてどうしてもエアコンによる冷房が必要だと判断される場合については、財政課と協議した上で空調機器の設置を考えたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 包括の船岡店に関しては職員の方といろいろな話をして、何とか実現できる。そして、新総合には先ほどお願いしたように、町民の方たちに広く周知できるように、本当に広報しばたの掲載などを含めて民生委員の方が何なのだろうというのではなく、本当にこういう形になったんだというふうにわかるような広報をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） 訂正ね。はい、どうぞ。

○福祉課長（平間清志君） 先ほど答弁いたしましたチェックリストの件なんですけれども、先ほど私回答する中で1カ所でもあれば事業対象ということでしたが、誤りがありました。各項目、25項目あるのは同じなんですけど、そのうち何項目についてはどれが対象となれば事業対象というふうに、項目ごとの対象の場所によって2項目から3項目であったり、10項目であった

りという形で事業対象者になるというふうな形のもので。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時30分から再開いたします。

午後2時16分 休 憩

---

午後2時30分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻です。

大綱3問、質問いたします。

1点目、町道船迫2号線の補償について。

現在、議員4期目16年目の後半を迎えております。1期目の任期中だったと思いますが、町道船迫2号線について、完成、開通を見ているが、一部の農地が道路造成時に隆起が見られ、所有者はやむなく休耕するに至り、そのため、損害補償として賠償金を支払っているという内容の報告がありました。その後、全面解決に至らず賠償金を支払い続けているという報告がありましたが、解決したという報告はありませんでした。現在どうなっているのかお伺いします。一問一答でやればいいんですけども、時間の短縮のためにここに14項目書いております。

1) 船迫2号線の道路工事は平成3年から4年にかけて行われたと聞いております。完成時に隆起した田の復元整備がされた時点で引き渡す予定ではなかったのでしょうか。

2) 完成時に損害補償を申し入れた地権者数は30人前後と覚えていますが、正確な人数は。

3) 補償金の査定は米の収量を基準に算定したのでしょうか。

4) 年1回の補償金を支払ってきたと思いますが、年間支払い金合計は幾らぐらいだったのでしょうか。

5) 今まで全員に支払った金額は総計幾らになりますか。

6) 現在、半分ぐらいの地権者が和解して耕作していると聞いております。和解した人数は何人ですか。

- 7) その人数の年間の支払い金合計は幾らだったのでしょうか。
- 8) 和解を拒否している地権者は現在何人ぐらいいるのでしょうか。
- 9) 和解を拒否している地権者に支払っている現在の補償金総合計は。
- 10) 和解を拒否している地権者は、耕作地の仕上がりに不満があって和解をしないのでしょうか。それとも、他の理由があるのでしょうか。理由を伺いたいと思います。
- 11) 私が議員になった当時、地権者の損害補償支払いに知恵をかしている議員や職員がいて、解決するのになかなかこずっているといううわさがありましたが、聞いていらっしゃいますか。
- 12) 問題が発生してから25年も経過しています。交渉相手は全員交渉可能な地権者なのでしょうか。
- 13) 今後どのような解決方法を考えていますか。
- 14) 解決時期はいつごろまでを考えておりますか。

## 2、株式会社中央特殊興業と柴田町の公害防止の紳士協定について。

9月会議で油処理事業所の悪臭の改善について一般質問をしました。残念ながら産業廃棄物の施設は県の指導を受けることになっているとの町長の答弁でした。その後、宮城県の環境生活部担当官とお会いし、解決策を伺いました。県の考えは、柴田町と業者には紳士協定があるのだから、話し合いをして解決を図ることを促したいとの説明がありました。県はそれでも済むかもしれませんが、被害をこうむっている工場6社から、11月に入ってもひどい悪臭に悩まされているのではかなわないと何回か電話がありました。

その前に、10月に岩手県八幡平の鉱山跡の植林に参加したときに、山形県理化学分析センター職員6人の方々と一緒になり、解決策を伺いましたが、においの問題は数多くあり、解決は大変難しいとのこと。そこで私は、県に設置許可取り消しを求める裁判を起こすことは最後の手段と考えていましたが、その前に株式会社中央特殊興業と特殊興業を取り巻く6社に町が入って、双方から悪臭の改善策を提案してはいかがだろうかと思いました。悪臭の改善ができれば、双方とも業務に支障がなく、安全操業が可能になるのではないのでしょうか。信頼を積み上げる努力をしなければ町民の理解は得られないと考えます。町の考えを伺います。

## 3、船岡城址公園における火災防ぎょ訓練を見学して。

11月20日、船岡城址公園で火災訓練がありました。午前中、資源回収があり、少しおくれましたが訓練を見学しました。船岡城址公園の火災訓練見学は初めてでしたが、学校校庭や運動場での火災訓練とは勝手が違ったのではないのでしょうか。横町の貯水槽と船岡用水から取水し、

頂上まで消防自動車10台を配し、ホースをつないでの放水訓練を見て、平地とは勝手が違ったのではないかと思いました。私の一般質問から多額の訓練費用を歳出させてしまったと少しばかり反省した次第です。しかし、一度このような訓練をして問題点をチェックできれば、万が一の時、大いに役立つのではないのでしょうか。訓練からどんな問題点ができたのか伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員、3点ございました。

1点目、船迫2号線、14問ほどございました。随時お答えをいたします。

1点目、町道船迫2号線道路改良工事は、昭和58年度から始まり、平成6年度に工事を完了しています。我妻議員がおっしゃるとおり、工事の影響により傷んだ田の復元整備が完了した時点で引き渡す予定でしたが、復元整備をしている最中で田面の沈下や隆起が発生し、作付が不可能な状態となりました。このため、複数年にわたり田面の整地を行うことが必要となり、少量の客土を施工することが余儀なくされました。結果として、地権者への引き渡しができない状況となっています。

2点目、補償が始まった平成2年度から平成27年度までの補償対象者数は26人です。

3点目、柴田町の水稲収穫量を用い、豊作・凶作の著しい年を除いた3年間の平均収穫量をもとに算定しています。

4点目、補償額を最も多く支出したのは平成3年で、補償対象面積は4万5,601平方メートル、補償対象者23人に対し404万5,478円を支払っています。

5点目、補償を行っている平成2年度から平成27年度までの補償対象面積は5万4,752平方メートルで、総額で5,107万476円を支払っています。和解した人の人数ですが、対象地権者が26人でしたが、現在は16人の田としての復元整備が完了しており、残る10人が補償対象となっています。

7点目、補償が完了した16人の補償対象面積は3万2,075平方メートルでしたが、支払った総額は2,887万3,889円となります。

8点目、平成27年度で10人の方々が補償対象者となっております。その中には、なかなか理解が得られない方や、代がわりをして所有している田の位置さえもわからない方もいます。和解を拒否しているかどうかは定かではありませんが、もう少し交渉過程で丁寧な説明が必要だったと考えております。

9点目、現在も補償が続いている10人の補償対象面積は2万2,677平方メートルで、支払っ



た金額は2,219万6,587円となります。

10点目、町道船迫2号線の工事が完成した当時は、田の復元に努めていましたが、ここ12年間は手を加えることなく、単に補償契約のみを行っているのが現状でした。町の姿勢においても、早期に解決しようという誠意を地権者に伝えることができなかつたのが一番の要因ではないかと承知しております。また、何も変わらない耕作地の様子から、地権者が一抹の不安を抱いているのも事実であると考えております。

11点目、そういったうわさは承知しておりません。

12点目、地権者との交渉は可能であると考えております。

13点目、地権者宅に小まめに通い、個別に話し合いを重ね、町と地権者との信頼関係構築を図っていき、解決できるよう努めてまいります。できるだけ早期に解決できるよう努めてまいります。

大綱2点目、公害防止の紳士協定についてでございます。

平成27年9月1日に、株式会社中央特殊興業と公害防止協定を締結しております。この協定は中央特殊興業が設置した産業廃棄物処理施設の規模からは、公害防止協定書等に関する法的な責務はなく、任意に基づく協定であります。協定書第5条の悪臭防止対策については、事業所から発生する悪臭を防止するため、適切な対策を講じ、敷地境界において基準を厳守すると示しております。敷地境界での基準については、悪臭防止法の指定地域、仙台市のほか9市2町と同じ臭気指数15と決めました。株式会社中央特殊興業はことし9月末に協定書に基づき敷地境界において試料を採取し、法で定められる三点比較式臭袋法により臭気測定を実施いたしました。測定結果については、臭気指数10未満であり基準以下であるとの報告を受けております。また、株式会社中央特殊興業では、悪臭苦情が発生してから仙南保健福祉事務所の指導により、悪臭を抑える消臭剤等の散布頻度をふやすなどの対策を講じております。程度は改善されたものの、ご質問のとおり、悪臭が継続している状況であります。改善策を見出すため、町、株式会社中央特殊興業、周辺工場6社による協議会の設立に向けて調整してまいります。あわせて、話し合いの場には改善策等の技術的指導を得るため、仙南保健福祉事務所にも同席していただけるよう調整してまいります。

大綱3点目、船岡城址公園における火災防ぎょ訓練でございます。

11月20日に柴田町消防団員180人と、柴田消防署員による船岡城址公園火災防ぎょ訓練を実施いたしました。訓練は船岡城址公園山頂付近において林野火災が発生したことを想定いたしました。船迫西一丁目の防火水槽と船岡用水からの同時取水し、里山ガーデンハウスまで標高

差約120メートル、延長1,000メートルを10台の小型消防ポンプで中継し、3本のルートを確保して、総延長約3,000メートルで送水と放水を繰り返して消火訓練を行いました。

3系統全てで山頂付近での放水が確認できましたので、訓練の初期の目的は達成できたと考えております。しかし、このような大規模な火災防ぎょ訓練は、これまで経験したことのない訓練でしたので、問題点も幾つか見つかりました。

1つ目は、10台の小型消防ポンプで中継して送水しますが、カーブや高低差があり、視覚による確認ができないため、無線による伝達が必要となります。無線の傍受内容から周りの状況を判断し、自分の活動内容を正確に次の班へ伝えられなかったため、放水までに時間がかかったこととございます。

2つ目は、防火水槽や船岡用水からの取水を受けて、元ポンプから次の先のポンプへ送水するためのポンプの圧力調整が平地での操作と比べて難しく、またポンプの故障を恐れて圧力を上げ切れないことにより時間を費やしたことです。

これらの問題点を克服するためには、無線による情報伝達の技術、ポンプの操作技術、状況判断力の向上が必要となりますので、次の訓練では、さらに技術を磨き、迅速的確な活動につながりたいと考えております。

我妻議員の一般質問から問題意識を共有して、今回今までにない大規模な火災防ぎょ訓練を実施でき、幾つかの問題点をチェックすることができましたこと、この点、改めて感謝申し上げます。今後、さらに定期的に訓練を重ねて、万全の体制を確立し、いざというときには成果を発揮できるよう努めてまいります。

なお、平成29年度には柴田町観光物産交流館さくらの里下の船岡字根形地内に、水道管を布設して地下式消火栓を新設しますので、船岡城址公園内の新たな安全確保につながるものと考えております。消防団の幹部会議ではお披露目を兼ねて来年もやるという申し出がございました。

訓練をやったのは船岡西一丁目、先ほど船迫と読み間違いました。済みません、船岡西一丁目でございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問、ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今聞き落としたんですけれども、今まで支払った補償金、総額幾らだったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今まで全員にお支払いした金額でございますが、面積がまずは

5万4,752平方メートル、いわゆる5町4反7畝ほどです。総額で5,107万476円でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ありがとうございます。この数字を見て私も考えなければならないと思ったのは、補償金は実は柴田町の住民の税金なんです。5,000万円というと5億円の仕事ができると町長はいつも豪語しているんです。というぐらいに大事なお金なんです。今から柴田町の予算が今130億円ですか。これが80億円になったらどうするんですか。どんどんこれは不要だというのはみんなでなくしていかないとだめだと。今度都市建設課の水戸君が何か一生懸命やりますとこう言っていると聞いたので、ぜひお願いしたいと思います。1点目は、とにかくお願いします。頑張ってください。

それから2点目なんです。町長のほうにいつているのは非常に優しいお言葉で言っているようですけども、問題は。実は、ここで働いている6社の従業員がどのぐらいいるかご存じですか。あそこに働いていらっしゃる方、200人からいるわけです。それで、一番の問題は従業員の健康問題なんです。お昼の時間とかみんな集まって食事して話し合うと思うんですけども、こんなに環境が悪いところで働いて、働き続けていいものかとかこういうふうになって、ほかのところを探そうというふうになると、最も困るのは周りの工場なんです。中央特殊興業は私の9月の一般質問出したときに、すぐそばの会社に行ってそんなに臭いんですかとかこういうふうな言葉で訪問した。問題意識を全然持っていらっしゃらないのではないかな。私も本当に困って、県のほうにお伺いしたんですけども、県の人たちも正直言って私ら逃げたい。私もあなたの立場だったら逃げますと言ってきたんですけども、本当ににおいは難しいんです。

たまたま、私このにおいのことで昔ちょっと勉強したことがあったんです。参考になるかどうかわかりませんが、後で控えてください。岩手県の釜石に釜石電機というのがあります。ここには光触媒による空気浄化装置を開発したというふうな昔ニュースがあったので、そういうことをやっているんだと思ってパソコンを開いたら、やはりやっているようなんです。10年前とは大分違っているのかと思って、実際に伺ったわけでもないのですが、研究してみたらどうかと。それから仙台市の設備工業の本山振興という会社があります。ここは油を再利用する装置製造の工場建設をしたとあるんです。先輩の工場ですから、こういうところに行ってどういふ対策があるのか伺ってほしい。

それで、新しい協議会を立ち上げるといふときに、そういう人たちの先人の知恵をおかりして、柴田町の工場地帯にせっかく来てくれた、だけれども周りに迷惑をかけるようではうまくないと。ぜひひとつ、町も入って解決策を探っていく。それでみんながきちっと町も一生懸命

やってくれたと、そういう対応をしていただきたいと思います。それでも、一応協議会ができるということで私もいつまでもここの議会にいられるわけでもないで、ぜひひとつ一生懸命この協議会で解決策を探っていただきたいと思います。

3点目なんですけれども、10台の消防車を使ってホースをつないでやった。ホースが破裂したと。こういう問題があったそうですけれども、それからホースの虫食いになっている、随分と噴水状態になっている。こういうのがたくさんあったんでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 今回訓練を行いまして、ホースから多少の水が出るとか、1本は大きく壊れるというふうなことが起こりました。それで、古いホースについては早急に取りかえるように申し入れていたしまして、各班に通知したところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） たまたま今回は訓練だからよかったですよ。本番のとき、ホースが破裂したなんて町民に言えますか。危機管理監としてどういうふうなことをやっていくか、ちゃんとそういうのを年間のどうやってこれをチェックしていくか、そういう計画もきちんと立ててこういうことのないようにやっていただきたいと思います。よろしいですか。

それから貯水槽です。あれには40トン入るということです。それから40トンでどのぐらいの放水ができたのかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 完全に水を使ったわけではないんですけれども、最初私も3系統で放水するというので、貯水槽大丈夫なのかなというふうなことを消防署のほうに確認しましたら、1系統は用水から、あと2系統は貯水槽からということで、十分間に合う距離と間に合う量というふうなことを言われました。それで、送水口から取水を始めて上に出るまで約10分ぐらいかかったんですけれども、放水については5分間ぐらい放水しました。それでも使った水は3分の1もいってなかったということで、十分間に合ったということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○16番（我妻弘国君） 用水については、あの日私も川を見たんですけども、余り流れていなかったですよ。あれで送水できたんですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 船岡用水につきましては、高さはちょっとわからないんですけれどもかなり低い水で流れているようなんですけれども、コンパネみたいなもので堰をつくりま

してそこから水をためて高さを上げて、そこから取水しまして放水しました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） コンパネみたいなのをやって、わかるんですけども、あれをきちんと、例えば本番のときにそういう今までそういう板を引いてきちんと堰つくったんです。そういうの、あそこにあるんですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 私の確認したところ、ちょっと今回取水したところにはありません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 役場のところにもありますね。それから向こうの広小路にもありますけれども、あそこに1つそういうのをつくったらいいと思います。そうでないと、いつも流れているわけではないので、もしできるのであればそういうのをつくっていただければいいのではないかとこう思います。

それから今、さくらの里の下のほうからの地下式の消火栓をつくる。どういうことなんですか。ちょっと詳しく教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） お答えします。水道のほうの年次計画と申しますか29年度、来年度になるんですが、場所がしばたの郷土館ありまして、そこから舘山に登りまして、途中第2駐車場あるんですが、そこから左に入って前に釣り堀あったあたりをずっと行きまして、最終的に船岡西の根形をループ状につなぐ配水管整備を予定してございます。その中に消火栓の計画を予定しているということで、それについては有効だと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今町長、来年も多分その消火栓ができたならやりたいということなのかどうか。来年つくるということであれば、そういうことなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 同時期にやることを検討しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 西側駐車場、あちらのほうには消火栓があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 西側駐車場付近につきましては、今ちょっとコピーはとってきたんですが、ない状況です。消火栓につきましては現状ではない状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私もちっとわからないんですけども、西側のほうからですと三の丸のほうにすぐに行けるんですけども、角度がかなりあるので、ただ、あそこがあればこちら側の住宅のほうにも使えるかなと。要するに菓匠三全のほうまで延びていけるかなとは思いますが、西側駐車場のほうにはそういう消火栓をつくる予定はないのかな。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 西側駐車場のところには水道管なんですけれども、大きい口径の水道管が走っていませんので、そこに今の口径では消火栓をつけることは不可能といえますか、最低75ミリメートル以上の管がないと消火栓はつけられないというのが現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） もう一つ、お伺いします。次回の訓練に婦人防火クラブのご婦人も参加させるのかどうか、これをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 婦人防火クラブの連合会の方々にもぜひ見て、参加していただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（加藤克明君） お諮りいたします。日程第3、議案第20号農業委員会委員の任命について、日程第4、議案第21号農業委員会委員の任命について、日程第5、議案第22号農業委員会委員の任命について、日程第6、議案第23号農業委員会委員の任命について、日程第7、議案第24号農業委員会委員の任命について、日程第8、議案第25号農業委員会委員の任命について、日程第9、議案第26号農業委員会委員の任命について、日程第10、議案第27号農業委員会委員の任命について、日程第11、議案第28号農業委員会委員の任命については人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたしますのでよろしく申し上げます。

午後3時03分 休 憩

---

午後3時23分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

日程第 3 議案第20号 農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第21号 農業委員会委員の任命について

日程第 5 議案第22号 農業委員会委員の任命について

日程第 6 議案第23号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 議案第24号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 議案第25号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 議案第26号 農業委員会委員の任命について

日程第10 議案第27号 農業委員会委員の任命について

日程第11 議案第28号 農業委員会委員の任命について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第20号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第20号から議案第28号までの農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新たな農業委員会制度での農業委員会の委員の選出については、従来までの公募公選制から市町村長の任命制となりました。

現農業委員会の委員につきましては、平成29年2月28日をもって任期満了となることから、新たな農業委員会制度での委員を任命いたしますので提案するものです。

委員の推薦及び募集は、10月3日から11月4日まで行った結果、11人の届け出があり、公正性及び透明性を確保するため、11月9日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたしました。つきましては、評価委員会での評価結果を踏まえ、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関し、その職務を適切に行うことができる加藤純也氏、岩間良隆氏、加藤一郎氏、猪又秀夫氏、大宮邦夫氏の認定農業者5人、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者必須、関哲也氏、女性農業者、これも必須でございますが、加茂富枝氏、一般農業者として根元俊一氏、佐藤健氏、以上9人を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

**これより、議案第20号農業委員会委員の任命についての採決を行います。**

本案はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第20号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

**暫時休憩します。**

午後3時27分 休 憩

---

午後3時29分 再 開

○議長（加藤克明君） **再開いたします。**

---

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第21号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

**これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

**これより議案第21号農業委員会委員の任命についての採決を行います。**

本案はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第21号農業員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第22号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第22号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第22号農業委員会の委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第23号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第23号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第23号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第24号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第24号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第24号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第25号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第25号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第25号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第26号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第26号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第26号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第27号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第27号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第27号農業員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第28号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第28号農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第28号農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時35分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月7日

議 長

署名議員 番

署名議員 番